小形二次電池の安全確保のための表示ガイドライン

第５版

＜対象商品＞

１．ニカド電池
２．ニッケル・水素電池
３．リチウムイオン二次電池
４．小形制御弁式(シール)鉛蓄電池(民生用途)
５．小形二次電池用充電器

平成２３年　６月

社団法人　電池工業会

BATTERY ASSOCIATION OF JAPAN

まえがき

小形二次電池が広く社会に普及することとあいまって、その最終利用者に対する安全確保のための的確な情報提供が強く求められている。

小形二次電池は、一般の家電製品とは異なり電池自身にエネルギーが保持されていることに加えて、発生ガスには引火・爆発性があり、かつ電解液には劇物が使用されている。したがって、小形二次電池の取扱いを誤った場合には、大きな危険を生ずる可能性がある。

そのため、小形二次電池の使用、取扱いに際しての安全確保には、製造業者の安全な製品の提供と、最終使用者の安全に配慮した正しい取扱いが必要である。

（社）電池工業会では、小形二次電池が市場に供せられた時点から保守、回収（リサイクル、廃棄）に至る各段階において、使用環境、使用方法を考慮した安全性を確保するため、各段階毎に必要となる警告表示の基本的なあり方、ならびに小形二次電池の製品分野の属性に合わせた具体的な警告表示の手段をとりまとめた「小形二次電池の安全性確保のための表示ガイドライン」を作成した。今回、小形二次電池の廃棄による火災事故の発生を未然に防止するため、廃棄時に注意すべき内容を加えて本ガイドラインの第５版を作成した。

本ガイドラインは、製品本体や包装箱、ならびに取扱説明書などに「危険」「警告」「注意」の表示を行うことにより、小形二次電池の安全で適正な使用から廃棄にいたるまでの安全性の確保、維持を目的としている。

（社）電池工業会の会員はもとより、小形二次電池をご使用の皆様におかれては、本ガイドブックの趣旨をご理解のうえ、ご活用いただければ幸甚である。

第５版によせて

本ガイドラインは、製造物責任法の施行に鑑み、当時の(社)日本蓄電池工業会より平成６(1994)年12月に「蓄電池の安全確保のための表示ガイドライン　表示事項チェックリスト」として第１版を刊行し、その後、JIS Z 9101「安全色及び安全標識」および(財)家電製品協会の「家電製品の安全確保のための表示に関するガイドライン」を参考として、平成８(1996)年４月に第２版を改訂・刊行した。さらに、新しいJIS S 0101「消費者警告図記号」の制定、(財)家電製品協会の「家電製品の安全確保のための表示に関するガイドライン　第３版」が改訂・刊行されたため、整合性をとる必要が生じた。また、ニカド電池、ニッケル・水素電池、リチウムイオン二次電池、小形制御弁式(シール)鉛蓄電池(民生用途)およびこれら小形二次電池用の充電器が広く家庭に普及した状況から、表示に関する製品分野をこれら５つの製品を対象とした民生用の小形二次電池（主として一般ユーザーが取り扱う）と産業用蓄電池（主として専門家が取り扱う）とを明確に切り離し、対象商品を民生用の小形二次電池およびこれら民生用の小形二次電池用充電器に集約した「小形二次電池の安全確保のための表示ガイドライン」（名称改訂）として、第３版を改訂・刊行した。

また、改訂から５年が経過したため、各項目の見直しを行うと共に、使用済み小形二次電池のリサイクルシステムの稼動に伴う処置内容を追記して、第４版を改訂・刊行した。

今回、東京消防庁予防部並びに芝消防署からの要望（リチウムイオンバッテリーの廃棄に伴う火災予防対策）にもとづき、チェックリストの「使用済み電池の処置」の項を中心に各項目の見直しを行い、第５版を改訂・刊行した。

目　　次

ﾍﾟｰｼﾞ

まえがき、第５版によせて
目次

Ⅰ　小形二次電池の安全確保のための表示ガイドライン
１．ガイドラインの目的……1
２．ガイドラインの運用……1
３．適用対象と表示対象……1
４．表示に関する基本的な考え方……1
５．表示の対象とする事項……3
６．危険・損害の程度の表示……3
７．表示の内容とその表現の方法……4
８．表示の手段……5
９．安全点検の表示……6
10. 表示内容の充実とその改善……7
11. 表示関連法規……7
12. ガイドラインの見直し・検討……7
付表－１（Ａ）　危害・損傷の程度の表示方法……8
付表－１（Ｂ）　警告図記号の使用上の留意点……9
付表－２　警告図記号……10
付表－３（Ａ）　製品本体への警告表示の例……13
付表－３（Ｂ）　取扱説明書への警告表示の例……15
付表－４　安全点検マークおよびキャッチフレーズ……16
付表－５　取扱説明書などへの安全点検のための表示……17
付表－６　製品使用各段階の分類……18
付表－７（Ａ）　表示関連法規の例……19
付表－７（Ｂ）　表示／安全に関係する国際規格と代表的な関連規格の例……20

Ⅱ　小形二次電池の安全確保のための表示事項チェックリスト
１．ニカド電池……21
２．ニッケル・水素電池……31
３．リチウムイオン二次電池……41
４．小形制御弁式(シール)鉛蓄電池(民生用途)……49
５．小形二次電池用充電器……57

委員名簿

表 示 ガ イ ド ラ イ ン	注　　釈
１．ガイドラインの目的 　このガイドラインは、民生用の小形二次電池（以下、「蓄電池」という）の安全な使用を確保し、人身への危害と財産への損害を未然に防ぐための表示と、長期使用に際して、安全性を維持する安全点検のための表示の両者に関する基本的な事項と考え方をまとめ、具体的に活用することを目的とする。	・　このガイドラインは、あくまでも製造物責任に係る事故の予防を意図し、使用者が蓄電池を安全に、正しく使用するための情報伝達を目的とする。したがって、当該目的以外の項目（蓄電池の識別、回収（リサイクル）、専門・固有技術等）は含まれない。
２．ガイドラインの運用 　安全に関する本ガイドラインは、安全に関する各社の開発競争を制限するものではない。また、安全表示の必要の有無については、各社が自主的に判断し、取捨選択出来るものである。	
３．適用対象と表示対象 3.1 適用対象 　日本国内で販売を目的とする蓄電池を適用対象とする。 3.2 表示対象 　表示対象は、最終消費者および蓄電池を電源 とする製品の製造事業者向け蓄電池の本体 （ラベルを含む）、個装箱、取扱説明書、ブリスタ、カタログおよびこれらに準じる資料の表示に適用する。	・あくまでも国内のＰＬ法を対象としてのものであり、海外向け製品の対応は各社の自主性に委ねる。
４．表示に関する基本的な考え方 　電池を電源とした電池使用機器と蓄電池の安全表示を効率的に行うため、（財）家電製品協会（以下、家製協という）のまとめた「家電製品の安全確保のための表示に関するガイドライン」を参考に、蓄電池の安全な使用（廃棄方法を含む）を確保し、人身危害や財産損害への拡大被害を防ぐための表示を行う。	・製品の安全性確保は、各社が想定されるあらゆる使用条件を考慮して、危険予測を行い、技術的手段による本質的な安全対策を講じることを基本とする。
4.1 表示事項 　蓄電池の持つ経年変化をはじめとした品質・性能の製品特性を考慮して、表示を行うとともに、蓄電池の製品開発時点における安全技術水準から、どうしても技術的手段では合理的に対応できない事項や蓄電池の誤使用による悪影響を回避するため必要と考えられる事項に関して表示を行う。	

表 示 ガ イ ド ラ イ ン	注　　釈
4.2 配慮事項 表示の内容は、蓄電池使用機器の使用者の蓄電池に関する知識、使用経験、能力および常識などを考慮し、誤解なく十分理解が得られるものとする。 なお、蓄電池の使用者は、購入者はもとより、その家族、友人など第三者におよぶことも配慮した表示とする。	
4.3 表示の分類 人身への危害、財産への損害の程度、ならびに蓄電池自体の品質・性能への影響を第６項に示す「危険」「警告」「注意」の３つのレベルに分類し、それぞれに適した表示を行う。 なお、危険を避けるための行動については、危険の内容を具体的に示し、使用者の誤使用を回避し、警告の効果が上がる表示に注力する。	・JIS S 0101-2000は、「危害」「警告」「注意」の３段階で表しており、本ガイドラインでも同様に３つのレベルに分類した。
4.4 表示の要素 表示は、原則として次の４つの要素で行う。 ａ）注意を促す図記号：一般注意図記号を用いる ｂ）危害・損害のレベル：危害・損害の程度を示す用語 ｃ）絵表示：禁止、注意、指示事項を示す警告図・記号やイラスト、絵などを示す ｄ）説明文：危害・損害の内容、回避方法および応急措置などを指示する文章	
4.5 表示事項のチェックリスト 表示に関する蓄電池の製品分野を電池の属性に合わせ、５分野に分別して、表示事項のチェックリストを策定する。 ａ）ニカド電池 ｂ）ニッケル・水素電池 ｃ）リチウムイオン二次電池 ｄ）小形制御弁式（シール）鉛蓄電池（民生用途） ｅ）小形二次電池用充電器 なお、電池系毎の特性に応じた損害レベルに差異があるため、特に同一電池分野での違いが生じないよう考慮して、表示するものとする。	・第４版から第５版への改訂にあたり、チェックリストの備考欄に改訂変更記号を記載した。 ａ）表示の区分（危険、警告、注意）を変更したもの⇒※A ｂ）表示事項の内容を変更、追加したもの⇒※B ｃ）表示事項の語句を適切にしたもの⇒※C
4.6 警告図記号の分類 警告図記号の分野は、表１による。 表１ 警告図記号の分類 分類 ／ 適用概要 禁止図記号 ／ 蓄電池の取扱いにおいて、その行為を禁止する図記号 注意図記号 ／ 蓄電池の取扱いにおいて、発火、破裂、高温などに対する注意を喚起するための図記号 指示図記号 ／ 蓄電池の取扱いにおいて、指示に基づく行為を強制する図記号	
4.7 表示の対象とする段階 表示事項は製品購入から回収（リサイクル）に至る製品の各使用段階を対象とする。	

表 示 ガ イ ド ラ イ ン	注　　釈
５．表示の対象とする事項 蓄電池の購入から回収（リサイクル）に至る各使用段階について蓄電池の特性を考慮した上、安全確保に関する次の事項の表示を行う。 ａ）使用環境や使用条件に関する事項 ｂ）設置や据付けに関する事項 ｃ）使用前の準備に関する事項 ｄ）用途以外の使用に関する事項 ｅ）使用方法に関する事項 ｆ）保守・点検に関する事項 ｇ）異常時の処置に関する事項 ｈ）保管に関する事項 ｉ）回収（リサイクル）、及び廃棄禁止に関する事項 ｊ）使用済み電池の処置に関する事項	・表示の対象とする事項は、付表―６のアイテムをベースに、家製協のガイドラインに準じた。
６．危害・損害の程度の表示 危害・損害の程度は、「危険」「警告」および「注意」の３つのレベルに分類することを基本とし、その表示方法は、一般注意図記号と危険、警告および注意の用語を組み合わせて使用することとする。	
ａ）「危険」：取り扱いを誤った場合、使用者が死亡または重傷を負うことがあり、かつその切迫の度合いが高い危害の程度 ｂ）「警告」：取り扱いを誤った場合、使用者が死亡または重傷を負う可能性が想定される危害の程度、軽傷または物的損害が発生する頻度が高い場合 ｃ）「注意」：取り扱いを誤った場合、使用者が傷害を負うことが想定されるか、または物的損害の発生が想定される危害・損害の程度	・蓄電池では、取り扱いを誤った場合に、直ちに死に至るような切迫した「危険」は想定し難いが、高エネルギーを保有するため、重傷などの危険水準損害は想定できることから「危険」を採用するとともに「警告」「注意」を採用した。
【参考】「推奨」として、取り扱いを誤った場合、蓄電池の品質、信頼性が損なわれることが想定される内容についてもチェックリストに記載した。	・「推奨」は蓄電池の品質、性能、信頼性を損なうことを防止するために採用し、表示にあたっては、「注意」と一体化して表示してもよい。
注１）上記でいう重傷とは、失明、けが、やけど、感電、骨折、中毒などで後遺症が残るもの、および治療のために入院や長期の通院を要するものをいう。	
注２）傷害とは、治療に長期の通院を要さないが、やけど、感電などをいう。	・家製協のガイドラインに準じた。
注３）物的損害とは、家屋・家財および家畜・ペットなどに関わる拡大損害をいう。	・家製協のガイドラインに準じた。
注４）「危険」「警告」「注意」の区分と基本的考え方 （表は下記）	・「危険」・「警告」・「注意」の危険水準の判断基準を被害程度と発生頻度とのマトリックスにより考え方をまとめた。

頻度／程度	大（切　迫）	中（可能性）	小（想　定）
死 亡	該当しない	警　告	
重 傷	危　険		
傷 害	警　告	注　意	
物的損害			

表 示 ガ イ ド ラ イ ン	注　　釈
注５）表示の要否：◎原則表示　○任意表示 区分／媒体：危 険 ／ 警 告 ／ 注 意 本体：◎ ◎ ○ 個装箱：◎ ◎ ○ 取説：◎ ◎ ○ ﾌﾞﾘｽﾀ：◎ ◎ ○ ｶﾀﾛｸﾞ：◎ ◎ ○	・表示のうち、「危険」「警告」事項は安全確保の上で最重要項目であり、蓄電池本体への表示を原則とする。ただし、表示スペースに制限がある場合、表示事項の簡素化については各社の自主性に委ねる。
７．表示の内容とその表現の方法 次の事項は全ての表示手段（蓄電池本体、ラベル、個装箱、取扱説明書、ブリスタ、カタログなど）に適用する。	
7.1 使用者の想定 表示は、電池使用機器ならびに蓄電池の使用者を想定して行う。使用者の範囲は原則として、次のとおりとする。 ａ）購入者 ｂ）購入者の家族、友人などの第三者 ｃ）購入者から製品を譲渡された者 ｄ）乳幼児、小児、高齢者、病人、身体障害者など ｅ）在日外国人	・広範囲な使用者を想定して、注意表示に加えて、一目でわかるような図記号や、絵(イラスト)を併用することが望ましい。 ・乳幼児、小児、高齢者、病人、身体障害者等が使用する場合を想定して、保護者、介護者に対して安全確保の処置を求めるための表示を行う。 ・在日外国人を想定して、日本語と外国語の併記については各社の自主性に委ねる。
7.2 表示内容の検討 表示内容については、下記観点から検討を行い、使用者が危険を予防したり、回避する具体的な行動を促す事項を表示する。 ａ）取扱いを誤った場合、どんな危害や損害が発生するのか。 ｂ）その発生の可能性(頻度)はどのくらいか。 ｃ）危害や損害の程度はどのくらいか。 ｄ）その危害や損害を避けるにはどうすればよいのか。 ｅ）危害が発生した場合の処置はどうすればよいのか。 また、据付、設置、移設に伴って、危害や損害発生のおそれがあり、専門家(販売店、据付業者等)への依頼を必要とする事項があれば明記する。	・使用者に対して単に禁止や強制するだけでなく、それを守らなかった場合にどのような危害があるのかについて具体的な情報を提供することが重要である。
7.3 危害・損害の程度の表示方法 危害・損害の程度の表示は、必ず注意を促す図記号(一般注意図記号)と危害・損害の程度を示す用語(危険、警告、注意)を組み合わせて表示する。説明文を含めた例をつぎに示す。 ・ 注意を促す図記号 ⚠ ・ 危害・損害の程度を示す用語 「危険」、「警告」、「注意」 ・ 説明文表示 ⚠ 警　告 ・蓄電池を使用の際に、水につけたり、濡らさないでください。蓄電池を発熱させたり、さびの原因となります。	・ISO 3864-2、JIS S 0101-2000、ANSI Z535.3/4等に準拠して、注意を促す図記号、危害・損害の程度を示す用語、絵表示および説明文表示の４つの要素で表示を行う。 ・表示事項には各種の注意を促す図記号があり、本ガイドラインでは、一般注意図記号 ⚠ を使用する。 ・危害・損害の程度の表示法は、付表―１（Ａ）（Ｂ）による。 ・家製協のガイドラインに準じた。

表示ガイドライン	注釈
7.4 説明文表示 説明文は簡単明瞭で分かり易く、誤解を生じないものとする必要がある。 また、蓄電池使用者の行動を直接指示する文で、明確に危険防止の指示を与える必要がある。説明文の内容については、まず禁止事項を述べ、ついでその理由や禁止事項を守らなかった場合に想定される事態を述べることを原則とする。 説明文の表現においては次の点に配慮する。 ａ)単文構造で表現する。 ｂ)敬語や謙譲語表現は使用しない。 ｃ)一文節は一意とし複数の意味を持たせない。 ｄ)一文節は原則として４０字以内とする。 ｅ)能動態表現とする。 ｆ)専門用語、技術用語は理解されにくいので、極力使用しない。 ｇ)代名詞による部品や部分の指示は使わない。 ｈ)漢字は常用漢字の範囲内とする。	・表示に使用する用字や用語は、「用字用語辞典」、また、技術用語は「ＪＩＳ工業用語大辞典」を参考にするとよい。 ・禁止事項を守らなかった場合に想定される事態を発生頻度に応じ、統一した表現で述べる。 頻度／程度：大（切 迫）／中（可能性）／小（想 定） 死 亡：（該当しない）／（警 告）…原因になるおそれがあります 重 傷：（危 険）…原因となります／（警 告）…原因になるおそれがあります 傷 害 物的損害：（警 告）…原因となります／（注 意）…原因になるおそれがあります
7.5 絵表示 一目で表示の要点が理解できるよう必要に応じ、図記号や絵を用いる。また必要に応じて、警告図記号を添える。	・絵(イラスト)と禁止図記号を併用する場合には、危険の内容がよく理解できるよう警告図記号を絵に隣接させる。 ・付表―２に統一的に使用する警告図記号を示す。 ・家製協のガイドラインに準じた。
7.6 イラストの活用 使用者がわかりやすいように、イラストを使った表示が望ましいが、この場合はイラストの近傍に警告図記号を添える。	
7.7 新規の警告図記号を使用する場合 付表―２の警告図記号以外の警告図記号を使用した場合は、(社)電池工業会に連絡いただき、情報の共有化に協力ください。	
８．表示の手段 8.1 表示の大きさ 表示の大きさは、注意を促す図記号(一般注意図記号)、危害・損害の程度を示す用語（危険、警告、注意）ならびに絵表示については、高さ３ｍｍ以上を基本とする。 また、説明文については、高さ２ｍｍ以上を基本とする。	・字句の大きさについては、「ANSI Ｚ 535.4 製品安全標識及びラベル」に準拠した。 ＊ ANSIによる基準値は、文字メッセージの場合最小０．０８ｲﾝﾁ(２㎜)、シグナルワードの文字高さはメッセージ区画の大部分の文字高さの１．５倍を超えることが望ましく、安全警告記号の高さはシグナルワードの文字高さに等しいか、それ以上とする。 ＊ JIS S 0101-2000によると、図記号は8㎜以上、文字は３㎜以上とされている。しかし、蓄電池は表示スペースが充分に確保できない製品であることから、表示の視認性を確保する必要最低条件として国際的に認知されているANSIの基準を採用した。

表 示 ガ イ ド ラ イ ン	注　　釈
8.2 蓄電池本体への表示 ａ）蓄電池本体への表示は、「危険」「警告」水準に該当する事項について、表示を原則とする。 ｂ）蓄電池本体への表示は、刻印、印刷、ラベルなどの方法で行う。 ｃ）蓄電池本体への表示は、当該蓄電池を使用する際、使用者から容易に読解できる部位に適切な大きさで行う。 ｄ）蓄電池本体への表示手段として摩耗、日光、油類、ほこり、洗剤、化学雑巾などに充分な耐久性をもつ素材、インク、接着剤を使用する。このため、退色、損傷、汚染などに関わる充分な耐久性の確認を行う。 ｅ）図記号と背景色とのコントラスト(明度差)は、マンセル値4.0以上とする。なお、背景色は白色系が望ましい。	・製品本体への表示例を付表―３（Ａ）に示す。 ・家製協のガイドラインに準じた。 ・使用者から容易に読解できる部位とは、蓄電池が通常の使用・場所・準備・保守・点検、および保管において、使用者が認識できる部位をいう。 ・マンセル値の測定方法や定義は、JIS Z 8721(色の表示方法―三属性による表示)に準拠して表示するものとする。
8.3 蓄電池本体以外の物品への表示 ａ）蓄電池本体に表示した事項は、蓄電池本体以外の物品にも必ず表示する。 ｂ）説明文の文字は容易に見える大きさとする。 ｃ）蓄電池本体以外の物品への表示は、見出しについてゴシック文字を用いるなどして強調する。 ｄ）蓄電池本体以外の物品への表示は使用者が理解しやすいよう、使用段階毎にまとめて表示を行う。 ｅ）蓄電池本体以外の物品への表示は、製品の特性に応じてひとまとめにして冒頭部分などの最も目立つ部位に行う。また、必要に応じて関連部位にも重複して表示する。 ｆ）蓄電池本体への表示と本体以外の物品への表示の内容について、相互に矛盾した表現のないように留意する。 ｇ）蓄電池本体以外の物品への表示のうち、使用環境や使用条件の制限など、購入前に使用者に対して周知徹底すべき事項は、カタログに必ず記載する。	・蓄電池本体以外の物品とは、個装箱、取扱説明書、ブリスタおよびカタログをいう。 ・取扱説明書への表示例を付表―３（Ｂ）に示す。 ・家製協のガイドラインに準じた。
９．安全点検の表示 蓄電池を長期にわたって使用する場合、安全性を維持するためには、次の事項に関して使用者自身ならびに販売店・サービス店等による点検が大切である。安全点検マーク、キャッチフレーズ、絵、文章により、消費者に対して安全点検の啓発を行う。 ・蓄電池の経年変化に伴う安全点検 ・異常時の処置 ａ）絵、文章により、点検を要すると考えられる蓄電池の状態を具体的に表示する。 ｂ）定期的な点検が必要と考えられる場合は、必要に応じてその頻度を表示する。 ｃ）表示事項は、使用者自身で点検実施する内容、販売店・サービス店への依頼を要する場合など、とるべき処置を表示する。	

表 示 ガ イ ド ラ イ ン	注　　釈
ｄ）取扱説明書に表示し、必要に応じて蓄電池本体への表示、カタログにも表示を行う。また販売店・サービス店などによる使用者への助言の便宜を考慮し、必要に応じてサービス技術資料にも表示を行う。 ｅ）所定の年数で交換を必要とするものがあれば必要に応じて表示する。 ｆ）異常時の取るべき処置を表示する。 １０．表示内容の充実とその改善 10.1 表示内容などの見直し 製造事業者は(含む販売事業者)、各種蓄電池の製品ごとに、事故事例、蓄電池の特性、ならびに蓄電池安全評価テストなどを勘案し、現在の表示内容、表示方法、表示手段、危害・損害の水準について定期的な見直しを行う。 10.2 各製品分野ごとの表示の統一 蓄電池の各製品分野ごとに統一的で効果的な表示を行うため、基本的には本ガイドラインに基づき実施するものとするが、各社の創意工夫を尊重する。 １１．表示関連法規 法規上(公的機関の定めた業界規格を含む)の表示義務がある事項は、当該法規に従った表示を優先する。関連法規(国際規格を含む)に関しては、付表を作成してこれに準拠する。 １２．ガイドラインの見直し・検討 ａ）本ガイドラインは、(社) 電池工業会において定期的に見直し検討を行う。 ｂ）本ガイドラインは、家製協において定める要領やガイドラインの変更、修正がある場合には、随時(社)電池工業会で見直し検討を行う。 ｃ）本ガイドラインの内容や運用において不明な点や疑義がある場合には、(社)電池工業会で協議する。	・付表―７（Ａ）（Ｂ）に関連法規及び規格を示す。 ・家製協のガイドラインに準じた。

付表－１（A）

危害・損傷の程度の表示方法

（１）「危険」　〔６　ａ）項〕

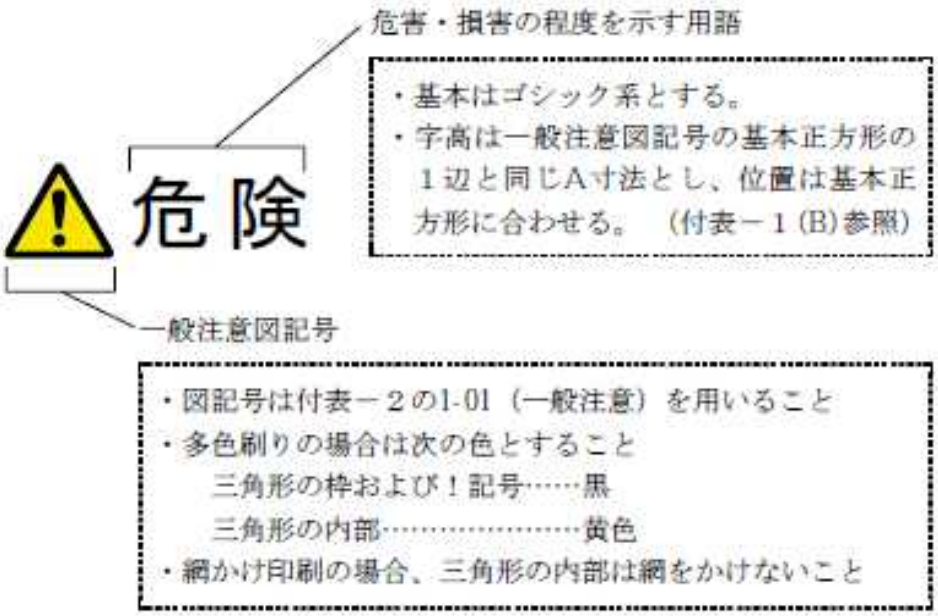

（２）「警告」　〔６　ｂ）項〕

（３）「注意」　〔６　ｃ）項〕

付表－1（B）

警告図記号の使用上の留意点

1．図記号の基本形状（図1）

a）禁止図記号、注意図記号および指示図記号の枠寸法を見かけ上、同一であるようにするために、一辺（A）の基本正方形を設定する。

b）禁止図記号および指示図記号の円形は、基本正方形の1.25倍の外径とする。

c）注意図記号の三角形は、基本正方形の1.5倍の正三角形を外側の縁とする。

d）一般注意図記号を「危険・警告・注意」と組合せて使う場合の文字高さは、基本正方形の一辺と同じA寸法とし、位置は基本正方形に合わせる。（図2）

e）それぞれの枠の大きさは、図記号の一つのセットの中では一定に保つことが望ましい。

2．図記号の最小の大きさ

a）図記号の最小の大きさは、A＝8mmとする。（図3）
ただし、注意を促すために使用する一般注意図記号に最小寸法が適用できない製品の場合は、視認性向上に十分な配慮が必要である。

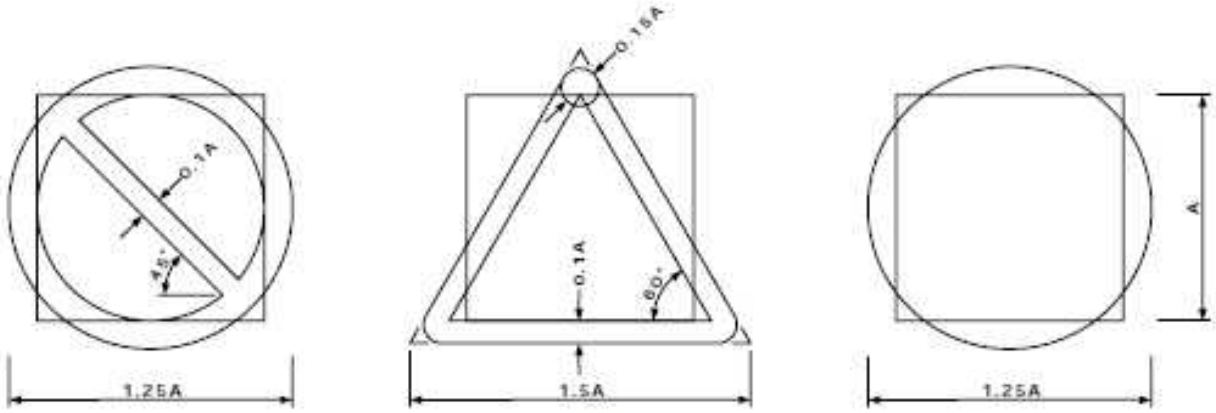

図1

図2

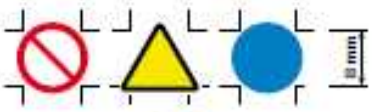

図3

付表－２

警告図記号

１．注意図記号

基本形状	色	使い方
	三角の枠部分は黒とし、内部は黄色とする。	・製品の取扱いにおいて、発火、破裂、高温等に対する注意を喚起するために用いる。 ・△の形状の中に具体的な注意事項を表わす図記号を黒色で図示する。 ・網かけ印刷の場合、三角形の内部は網をかけないこと。

	図　記　号	名称および意味	関連規格
1-01		名称：一般注意 意味：特定しない一般的な注意を示す。	JIS S 0101の6.2.1
1-02		名称：発火注意 意味：特定の条件において、発火の可能性を示す。	JIS S 0101の6.2.2
1-03		名称：破裂注意 意味：特定の条件において、破裂の可能性を示す。	JIS S 0101の6.2.3
1-04		名称：感電注意 意味：特定の条件において、感電の可能性を示す。	JIS S 0101の6.2.4
1-05		名称：高温注意 意味：特定の条件において、高温による傷害の可能性を示す。	JIS S 0101の6.2.5
1-06		名称：回転物注意 意味：モーター、ファンなど、回転物のガードを取り外すことによって起こる傷害の可能性を示す。	JIS S 0101の6.2.6

	図　記　号	名称および意味	関連規格
1-07		名称：指を挟まれないよう注意 意味：ドアー、挿入口などで、指が挟まれることによって起こる傷害の可能性を示す。	関連規格なし 但し手のデザインは ISO 7001－019 Do not dispose of rubbish here に準拠している

2．禁止図記号

基本形状	色	使い方
	円および内部の斜線部分は赤とし、その他は白とする。	・製品の取扱いにおいて、その行為を禁止するために用いる。 ・⃠の使い方は、次のとおりとする。 (1)⃠の形状中に具体的な禁止事項を意味する図記号を黒色で図示する。⃠は図記号にかぶせる。 (2)図記号以外の絵（イラストレーション）を併用する場合は、その絵に⃠を添える。 (3)図記号を用いず、文章のみの場合は、その文章に⃠を添える。 (4)網かけ印刷の場合、⃠の内部は網をかけないこと。

	図　記　号	名称および意味	関連規格
2-01		名称：一般禁止 意味：製品の取扱いにおいてその行為を禁止するために用いる。	JIS S 0101（5.1項）
2-02		名称：火気禁止 意味：外部の火気によって製品が発火する可能性を示す。	JIS S 0101の6.1.1
2-03		名称：接触禁止 意味：製品の特定場所に触れることによって傷害が起こる可能性を示す。	JIS S 0101の6.1.2
2-04		名称：風呂、シャワー室での使用禁止 意味：防水処理のない製品を風呂、シャワー室で使用すると、漏電によって感電や発火の可能性を示す。	JIS S 0101の6.1.3

	図　記　号	名称および意味	関連規格
2-05		名称：分解禁止 意味：製品を分解することで感電などの傷害が起こる可能性を示す。	JIS S 0101の6.1.4
2-06		名称：水ぬれ禁止 意味：防水処理のない製品を水がかかる場所で使用したり、水にぬらすなどして使用すると漏電によって感電や発火の可能性を示す。	JIS S 0101の6.1.5
2-07		名称：ぬれ手禁止 意味：製品をぬれた手で扱うと感電する可能性を示す。	JIS S 0101の6.1.6

3．指示図記号

基本形状	色	使い方
	円の内部を青で塗りつぶす。	・製品の取扱いにおいて、指示に基づく行為を強制するために用いる。 ・●の形状の中に具体的な指示事項を意味する図記号を白系統で図示する。

	図　記　号	名称および意味	関連規格
3-01		名称：一般指示 意味：使用者に対し指示に基づく行為を強制する。	JIS S 0101の6.3.1
3-02		名称：電源プラグをコンセントから抜け 意味：使用者に電源プラグをコンセントから抜くように指示する。	JIS S 0101の6.3.2
3-03		名称：アース線を必ず接続せよ 意味：安全アース端子付きの機器の場合、使用者にアース線を必ず接続するように指示する。	関連規格なし 但し内部のイラストはIEC 417－5017 Earth（ground）に準拠している

付表－３（A）

製品本体への警告表示の例

・実際の大きさや比率は適宜変更してよいが、つぎの点に留意する。

a）図記号の最小の大きさは、１辺が８mmの基本正方形とする。
b）危険の種類を表わす図記号の大きさは、危害・損害の程度の表示に用いる一般注意図記号より大きく強調して用いる。
c）図記号と背景色とのコントラスト（明度差）は、マンセル値4.0以上とする。
なお、背景色は、白系統色が望ましい。
d）説明文に使用する文字の大きさ（高さ）は、3.0mm（写植12級相当）以上とする。
e）説明文の書体は、ゴシック系が望ましい。

(1) 縦型

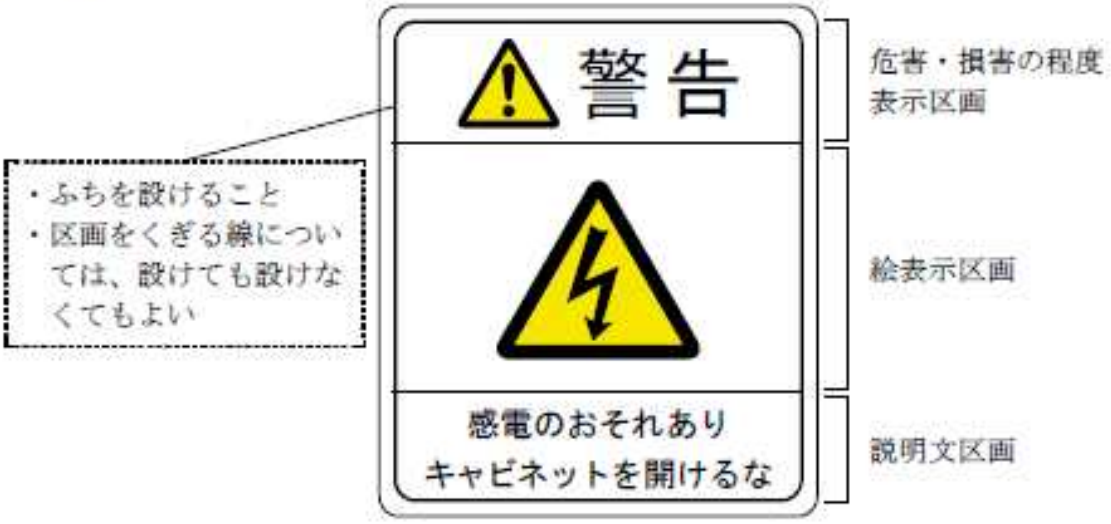

(2) 横型

(3) 絵表示区画なし

(4) 本体への表示事例

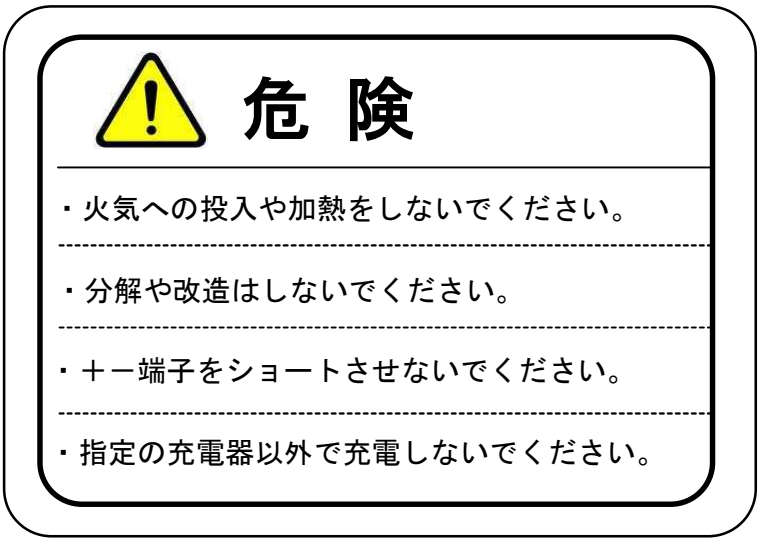
危 険
・火気への投入や加熱をしないでください。
・分解や改造はしないでください。
・＋－端子をショートさせないでください。
・指定の充電器以外で充電しないでください。

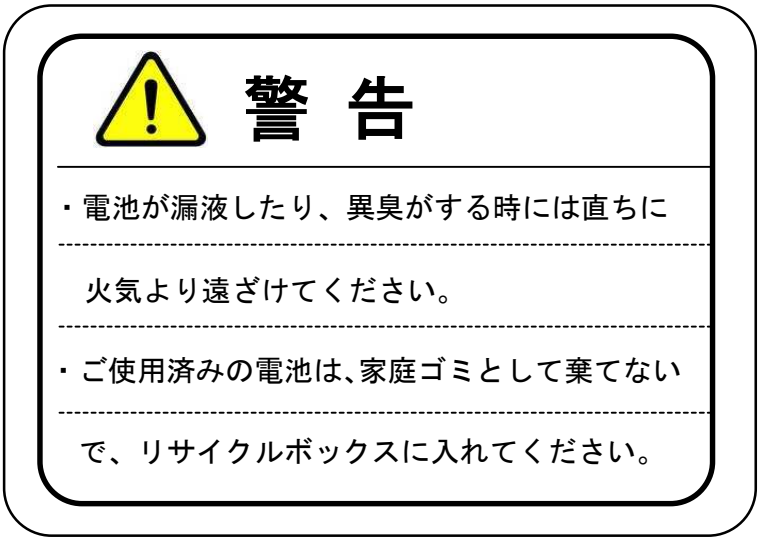
警 告
・電池が漏液したり、異臭がする時には直ちに
火気より遠ざけてください。
・ご使用済みの電池は､家庭ゴミとして棄てない
で、リサイクルボックスに入れてください。

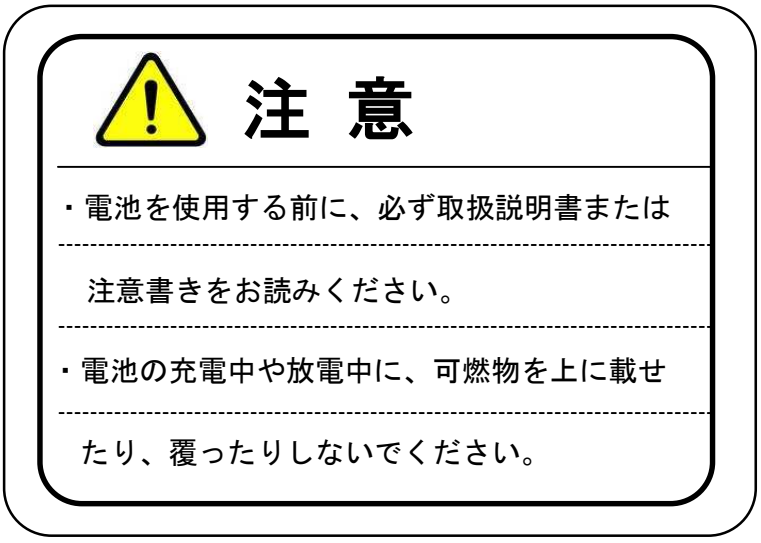
注 意
・電池を使用する前に、必ず取扱説明書または
注意書きをお読みください。
・電池の充電中や放電中に、可燃物を上に載せ
たり、覆ったりしないでください。

付表－３（Ｂ）

取扱説明書への警告表示の例

安全上の注意

⚠ 警 告

●キャビネットは、はずさない

内部にさわると感電するおそれがあります。

●風呂、シャワー室では使用しない

感電するおそれがあります。

● ----------

⚠ 注 意

●電源コードの上に重いものをのせない

火災や感電の原因になることがあります。

●通風孔から金属類や燃えやすいものなど異物を入れない

火災や感電、故障の原因になることがあります。

●お手入れの際は、電源プラグをコンセントから抜く

抜かないと感電の原因になることがあります。

● ----------

付表－4　　安全点検マークおよびキャッチフレーズ

(1) **安全点検マーク**

下図の安全点検マークを使用する。印刷色は金赤色とするが、印刷事情によっては広く同系色でも可とする。単色印刷の場合は色種を問わない。

(2) **キャッチフレーズ**

安全点検マークに近接してキャッチフレーズ「家電品 愛情点検 明るいくらし」を記載する。これを省略する場合は、安全点検マークにゴシック体で「**愛情点検**」の文字を添える。この文字は同色、白抜きとしてもよい。つぎに例を示す。

付表－5　　取扱説明書などへの安全点検のための表示

（1）点検表示事項

- 安全点検マークに近傍して、啓発文「長年ご使用の○○○の点検を！」（○○○は製品名）および「こんな症状はありませんか」を表示する。
- つぎに製品ごとの代表的なチェック項目を表示する。表示内容は（財）家電製品協会作成の安全啓発資料、工業会取り決めなどに基づき作成する。
- 続いて処置に関して次の記載をする。
  「ご使用中止」および「電源プラグを抜き故障や事故の防止のため、電気店に点検・修理をご相談ください」との旨。

（2）関連事項の表示

長期使用に関連する次の事項を安全点検マークの近傍に表示してもよい。

- 補修用性能部品の最低保有期間に関する事項
  ＜経済産業省指定品目の場合＞
  「○○○の補修用性能部品の最低保有期間は製造打ち切り後○年です。」
  ＜経済産業省指定品目以外の場合＞
  「当社は○○○の補修用性能部品を製造打ち切り後、最低○年保有しています。」

- 製造時期表示のある製品ではその表示箇所に関する事項
  「この製品の製造時期は本体の○○に表示されています。（○○は箇所を示す。）

付表－６

製品使用各段階の分類

（１）購入
- 使用環境の制限
- 使用条件の制限

（２）設置・据付
- 設置・据付説明書を読むことへの要請
- 設置・据付者に関する制限・禁止
- 設置時に使用する部材の制限・禁止
- 設置環境の制限・禁止
- 設置場所の制限・禁止
- 設置方法の禁止事項
- 予想される誤設置の禁止

（３）使用前準備
- 取扱説明書を読むことへの要請
- 使用前の準備を行う者の制限・禁止
- 使用燃料などの制限・禁止
- 電源接続などの制限・禁止
- 使用前の製品の点検

（４）用途以外の使用
- 予想される用途以外の使用禁止
- 業務用に使用することへの制限・禁止

（５）使用方法
- 使用者の制限・禁止
- 使用当事者の保護者・介護者などへの要請事項
- 操作・運転についての要請事項
- 予想される誤使用の禁止
- 安全装置や適正な部品を正しく取り付けない状態での使用禁止
- 改造や安全機構を外すなどの特殊な使用の禁止
- 製品の安全性の劣化につながる使用の禁止
- 定格連続使用時間、負荷などの条件を超える使用の禁止
- 不使用時、不在時の処置
- 天災・地変時の安全確保に必要な処置

（６）保守点検

・定期点検の勧め
・点検（保守）者の制限・禁止
・製品の点検範囲の制限
・点検や清掃（本体表示ラベルを含む）についての要請事項
・製品移動時、設置場所変更時の販売店など専門家への依頼
・点検しないままでの使用の制限・禁止
・定期的にあるいは所定年数で交換を必要とする部品

（７）異常時の処置

・不良や異常のままでの使用の禁止
・異常時のとるべき処置

（８）製品保管時の禁止事項

（９）製品廃棄時の処置

（１０）使用済み電池の処理及び電池の廃棄の禁止など（充電器含む）

付表―７（A）

表示関連法規の例

製品によっては、表示に関して種々の関連法規が存在するが、その場合にはこのガイドラインよりも関連法規が優先する。

関連法規の例としては、次のようなものがある。

法律名（含む条例）	備　　考
電気用品安全法	平成１３年４月に施行
家庭用品品質表示法	
工業標準化法	JIS S 0101:2000　消費者用警告図記号 JIS S 0102:2000　消費者用警告図記号－試験の手順 JIS Z 0152:1996　包装物品の取扱注意マーク 各製品 JIS　等
電気事業法	電気設備に関する技術基準
ガス事業法	
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	
高圧ガス取締法	平成８年３月３２日から「高圧ガス保安法」に改正となる。
水道法	
食品衛生法	
電波法	
消防法	火災予防条例
建築基準法	
労働安全衛生法	
薬事法	
消費生活用製品安全法	
ｴﾈﾙｷﾞｰ使用の合理化に関する法律	
再生資源の利用の促進に関する法律	
計量法	
消費者保護基本法	平成１６年６月２日から「消費者基本法」に改正となる。
不当景品類及び不当表示防止法	公正競争規約
不当競争防止法	平成１８年６月７日から「不正競争防止法」に改正となる。
政令指定都市・消費生活条例	
地方公共団体・消費生活条例	

付表―７（B）　表示/安全に関する国際規格と代表的な関連規格の例

１．表示/安全に関する主なＩＳＯ／ＩＥＣガイド

１）ガイド１４　　消費者のための製品情報
２）ガイド３７　　消費者関連製品に関する取扱説明書
３）ガイド５０　　子供の安全規格：一般ガイドライン
４）ガイド５１　　規格への安全面の取り入れについてのガイドライン

２．図記号に関する主な国際規格

２．１　ＩＳＯ規格

１）ＩＳＯ　３４６１	図記号作成の一般原則
２）ＩＳＯ　３８６４－２	安全色彩と安全標識
３）ＩＳＯ　４１９６	図記号・矢じるしの使用法
４）ＩＳＯ　７０００	装置に使用する図記号－索引および摘要
５）ＩＳＯ　７００１	装置に使用する図記号－公共用記号およびAmendment No.1
６）ＩＳＯ　１１６８３	包装－触覚式危険警告－要求事項

２．２　ＩＥＣ規格

１）ＩＥＣ　６０６１７－１（=JIS C 0617-1）	電気用図記号－概説
２）ＩＥＣ　６０６１７－２（=JIS C 0617-2）	電気用図記号－図記号要素、限定図記号及びその他の一般用途図記号
３）ＩＥＣ　６０４１６	装置に使用する図記号作成の一般原則
４）ＩＥＣ　６０４１７－１	機器用図記号－概要及び個別図記号の集成
５）ＩＥＣ　６０４１７－２	機器用図記号－シンボル原図

３．表示／安全に関する主な規格（法令含む）

３．１　国際規格

１）ＩＥＣ　６００６５（≠JIS C 6065-1985）	家庭用電子機器の安全性
２）ＩＥＣ　６０９５０	事務機器を含む情報処理機器の安全性
３）ＩＥＣ　６０３３５０－１（≠JIS C 9335-1-1991）	家庭用及びこれに類する電気機器の安全一般要求事項

３．２　アメリカ

１）ＡＮＳＩ　Ｚ　５３５　１～５	全米規格（警告用図記号）
２）ＵＬ　１４９２	テレビ、ビデオ、オーディオ機器の安全性
３）ＵＬ　１６４２	リチウム電池
４）ＵＬ　１９５０（≠ＩＥＣ　６０９５０）	情報処理機器の安全性
５）ＵＬ　２０５４	家庭用及び商用一般電池
６）ＵＬ　６５００	家庭用電子機器の安全性
７）包装関係の表示に関するカルフォルニア州法	
８）ＵＦＣ規格　ＲＵＬＥ４１	段ボール箱材質保証マーク
９）ＦＴＣ規則	

３．３　カナダ

１）ＣＡＮ／ＣＡＳ－Ｃ２２．２Ｎｏ．１－Ｍ９８	ラジオ・テレビジョン及び電子機器の安全性
２）カナダ消費者包装表示	
３）カナダケベック州公用語法	

３．４　イギリス

１）ＢＳ／ＥＮ６００６５
２）ＥＥＣ　ｐｕｂｌ．６７／５４８（EC Official Journal L-180）
３）ビニール袋に窒息注意表示

３．５　ドイツ

１）ＤＩＮ　３０６００	図記号の一覧表
２）ＤＩＮ　８４１８（ＣＥＮ／ＴＣ１１４）	情報機器の操作・サービスの取扱情報

ニカド電池の安全確保のための表示事項チェックリスト（１／１０）　　２０１１

１．製品仕様：（１）単電池－電池１個で構成する電池
　　（２）組電池－電池２個以上で構成する電池

２．チェックリスト　　製品仕様欄の「単」は単電池、「組」は組電池を表す

製品使用段階の分類		製品仕様		表　示　事　項	区分	表示媒体					備考
		単	組			本体	個装箱	取説	ﾌﾞﾘｽﾀ	ｶﾀﾛｸﾞ	
１．購入	（１）使用環境の制限		○	・電池を水や海水やジュースなどにつけたり、濡らさないでください。電池を発熱させる原因になるおそれがあります。また、電池端子がさびることがあります。	警告	○	○	○	○	○	
		○		・電池を水や海水やジュースなどにつけたり、濡らさないでください。電池を発熱させる原因になるおそれがあります。また、電池がさびることがあります。	注意			○	○	○	
		○	○	・電池の充電温度範囲はつぎのとおりです。この充電温度範囲以外では、電池を漏液、発熱させる原因になるおそれがあります。　充電：○○～○○℃	注意			○	○	○	
		○	○	・電池を、直射日光の強いところや、炎天下の車内やストーブの前面などの高温の場所で使用・放置しないでください。電池を漏液させる原因になるおそれがあります。	注意			○	○	○	
		○	○	・電池を冷えたまま（○○℃以下）や、寒い戸外（○○℃以下）で充電しないでください。電池を漏液させる原因になるおそれがあります。	注意			○	○	○	
		○	○	・電池のご使用温度範囲はつぎのとおりです。 放電（機器使用時）：○○～○○℃　　保存：○○～○○℃	推奨			○	○	○	

ニカド電池の安全確保のための表示事項チェックリスト（２／１０）　　２０１１

製品使用段階の分類		製品仕様 単	製品仕様 組	表示事項	区分	表示媒体 本体	表示媒体 個装箱	表示媒体 取説	表示媒体 ﾌﾞﾘｽﾀ	表示媒体 ｶﾀﾛｸﾞ	備考
1.続き	（２）使用条件の制限	○		・電池は当社指定の充電器を使用するか、当社指定の充電条件を守ってください。その他の条件で充電しますと、過大電流で充電されたり、充電制御ができなかったりして、電池を漏液、発熱、破裂させる原因となります。	危険	○		○	○	○	
			○	・電池は当社指定の充電器（＊＊＊）を使用するか、当社指定の充電条件を守ってください。その他の条件で充電しますと、過大電流で充電されたり、充電制御ができなかったりして、電池を漏液、発熱、破裂させる原因となります。	危険	○	○	○	○	○	
		○		・電池を○○本以上直列に接続しないでください。感電したり、電池を漏液、発熱させる原因になるおそれがあります。	警告	○		○	○	○	
2.設置据付	（１）設置・据付説明書を読むことへの要請			・該当せず。							
	（２）設置者・据付者に関する制限･禁止			・該当せず。							
	（３）設置時に使用する部材の制限・禁止			・該当せず。							
	（４）設置環境の制限・禁止			・該当せず。							
	（５）設置場所の制限・禁止			・該当せず。							
	（６）設置方法の禁止			・該当せず。							
	（７）予想される誤設置の禁止			・該当せず。							
3.使用前の準備	（１）取扱説明書を読むことへの要請	○	○	・電池を使用する前に、必ず取扱説明書または注意書きをお読みください。また、お読みいただいたあとは大切に保管し、必要なときにお読みください。なお、取扱説明書や注意書きが十分に理解できない場合には、下記のところにお問い合わせください。 （会社名・部門名）：○○株式会社　　△△部 （連絡先）　　：郵便番号、所在地、電話番号	注意			○	○		

製品使用段階の分類		製品仕様 単	製品仕様 組	表示事項	区分	表示媒体 本体	表示媒体 個装箱	表示媒体 取説	表示媒体 ﾌﾞﾘｽﾀ	表示媒体 ｶﾀﾛｸﾞ	備考
３．続き	（１）続き	○	○	・電池の充電方法については、充電器の取扱説明書をよくお読みください。	注意			○	○		
		○	○	・機器への取り付け方、取り外し方については、機器の取扱説明書をお読みください。	推奨			○	○		
	（２）使用前準備を行う者の制限・禁止			該当せず。							
	（３）使用燃料等の制限･禁止			該当せず。							
	（４）電源接続などの制限・禁止	○	○	・電池はプラス･マイナスの向きが決められています。充電器や機器に接続する時にうまくつながらない場合は無理に接続しないでください。プラス･マイナスを逆に接続すると、電池が逆に充電され内部で異常な反応が起こり、電池を漏液、発熱、破裂させる原因となります。	危険	○	○	○	○	○	
		○	○	・電池は充電器を介さずに直接電源コンセントや自動車のシガレットライターの差し込み口に接続しないでください。感電したり、高い電圧が 加えられることによって過大な電流が流れ、電池を漏液、発熱、破裂させる原因となります。	危険	○	○	○	○	○	
	（５）使用前の製品の点検	○	○	・電池をお買上げ後、初めてご使用の場合に、さびや発熱、その他異常と思われたときは、使用しないで、お買上げの販売店へご持参ください。	注意			○	○		
		○	○	・電池をお買上げ後、初めてご使用の場合や長期間ご使用にならならなかった場合は、必ず充電してからご使用ください。	推奨			○	○		
４．用途の以使外用	（１）予想される用途以外の使用の禁止		○	・電池は、○○専用です。指定機器以外の用途に使いますと、機器によっては異常な電流が流れたりして電池が破損したり、発熱、破裂の原因となります。	危険	○	○	○	○	○	

製品使用段階の分類		製品仕様 単	製品仕様 組	表示事項	区分	表示媒体 本体	表示媒体 個装箱	表示媒体 取説	表示媒体 ﾌﾞﾘｽﾀ	表示媒体 ｶﾀﾛｸﾞ	備考
４．続き	（１）続き	○		・電池は水中ライト等の密閉した器具には使用しないでください。使用の条件によっては発生するガスにより器具を破裂させる原因となります。	危険	○		○	○	○	
		○		・電池は使用機器によって、性能が合わないものがあります。使用機器の取扱説明書や注意書きをよくお読みください。	注意			○	○	○	
	（２）業務用使用の制限･禁止			該当せず。							
５．使用方法	（１）使用者の制限・禁止			該当せず。							
	（２）使用当事者の保護者、介護者への要請事項	○		・小さい電池を誤って飲み込むことのないように、使用機器および電池は、特に乳幼児の手の届かないところに置いてください。万一電池を飲み込んだ場合は、直ちに医師と相談してください。	警告	○		○	○	○	
		○	○	・電池は、乳幼児の手の届かないところに保管してください。また、ご使用時に乳幼児が充電器や使用機器から電池を取り出さないように注意してください。	注意			○	○		
		○	○	・電池を小児が使用の際には、保護者の方が取扱説明書の内容を充分にお教えください。また使用の途中においても、取扱説明書の方法で使用されているかどうかをご注意ください。	注意			○	○		
	（３）操作、運転についての要請事項	○		・新旧の電池および充電した電池と放電した電池を混ぜて使用しないでください。電池を漏液、発熱させる原因になるおそれがあります。	注意			○	○		
		○		・電池を２本以上組み合わせて使用する場合は、同時に充電してご使用ください。電池を漏液、発熱させる原因になるおそれがあります。	注意			○	○		

製品使用段階の分類		製品仕様		表　示　事　項	区分	表示媒体					備　考
		単	組			本体	個装箱	取説	ﾌﾞﾘｽﾀ	ｶﾀﾛｸﾞ	
５．続き	（４）予想される誤使用の禁止	○		・電池をご使用の際は、つぎのことを必ず守ってください。							
				>電池を火の中に投入したり、加熱しないこと。絶縁物が溶けたり、ガス排出弁や保護機構を損傷したり、発生した水素に引火したりして、電池を破裂させる原因となります。	危険	○		○	○	○	
				電池に直接ハンダ付けしないこと。熱により、絶縁物が溶けたり、ガス排出弁や保護機構を損傷したりして、電池を漏液、発熱、破裂させる原因となります。	危険	○		○	○	○	
				>電池の(＋)と(－)とを逆にして使用しないこと。充電時には逆に充電され電池内部で異常な反応が起きたり、放電時に思わぬ異常な電流が流れたりして、電池を漏液、発熱、破裂させる原因となります。	警告	○		○	○	○	
				>電池の(＋)と(－)を針金などの金属で接続しないこと。また金属製のネックレスやヘアピンなどと一緒に持ち運んだり、保管しないこと。電池がショート状態となり、過大な電流が流れ、電池を発熱、破裂させる原因となります。また、針金やネックレス、ヘアピンなどの金属が発熱する原因となります。	警告	○		○	○	○	
				>電池の外装チューブを剥がしたり、キズをつけないこと。電池がショート状態となり易く、電池を発熱、破裂させる原因となります。	警告	○		○	○	○	
				>乾電池、種類・容量・銘柄の違う電池を混ぜて使用しないこと。電池を漏液、発熱、破裂させる原因になるおそれがあります。	注意			○	○	○	
				>電池に強い衝撃を与えたり、投げつけたりしないこと。電池を漏液、発熱、破裂させる原因になるおそれがあります。	注意			○	○	○	
				>電池を並列に接続して使用しないこと。電池を漏液、発熱、破裂させる原因になるおそれがあります。	注意			○	○	○	（＊１）
				>電池の充電や放電中に、可燃物を上に載せたり、覆ったりしないこと。電池を発熱、破裂、発火させるおそれがあります。	注意			○	○	○	

製品使用段階の分類		製品仕様 単	製品仕様 組	表示事項	区分	表示媒体 本体	表示媒体 個装箱	表示媒体 取説	表示媒体 ﾌﾞﾘｽﾀ	表示媒体 ｶﾀﾛｸﾞ	備考
５．続き	（４）続き		○	・電池をご使用の際は、つぎのことを必ず守ってください。							
				>電池を火の中に投入したり、加熱しないこと。絶縁物が溶けたり、ガス排出弁や保護機構を損傷したり、発生した水素に引火したりして、電池から電解液が噴き出したり、電池を破裂させる原因となります。	危険	○	○	○	○	○	
				>電池に直接ハンダ付けしないこと。熱により、絶縁物が溶けたり、ガス排出弁や保護機構を損傷したりして、電池を漏液、発熱、破裂させる原因となります。	危険	○	○	○	○	○	
				>電池の(＋)と(－)を針金などの金属で接続しないこと。また金属製のネックレスやヘアピンなどと一緒に持ち運んだり、保管しないこと。電池がショート状態となり、過大な電流が流れ、電池を漏液、発熱、破裂させる原因となります。また、針金やネックレス、ヘアピンなどの金属が発熱する原因となります。	危険	○	○	○	○	○	
				>電池の外装チューブを剥がしたり、キズをつけないこと。電池がショート状態となり易く、電池を漏液、発熱、破裂させる原因となります。	警告	○	○	○	○	○	
				>電池に強い衝撃を与えたり、投げつけたりしないこと。電池を漏液、発熱、破裂させる原因になるおそれがあります。	注意			○	○	○	
				>電池の充電や放電中に、可燃物を上に載せたり、覆ったりしないこと。電池を発熱、破裂、発火させるおそれがあります。	注意			○	○	○	
	（５）安全装置や適正な部品を正しく取り付けない状態での使用禁止			・該当せず。							
	（６）改造や分解等の特殊な使用の禁止	○		・電池を分解しないでください。電池の内部や外部でショート状態になったり、電池の内容物が空気と反応したりして、電池を発熱、破裂させる原因となります。また、アルカリ液が飛散して危険です。	危険	○	○	○	○	○	

製品使用段階の分類		製品仕様 単	製品仕様 組	表示事項	区分	表示媒体 本体	表示媒体 個装箱	表示媒体 取説	表示媒体 ﾌﾞﾘｽﾀ	表示媒体 ｶﾀﾛｸﾞ	備考
5. 続き	（6）続き	○		・電池を改造しないでください。電池には危険防止のためのガス排出弁が組み込まれています。これらを損なうと、過大電流で充電されたり、充電制御ができなかったり、過大電流で放電されたりして、電池を漏液、発熱、破裂させる原因となります。	危険	○		○	○	○	
			○	・電池を分解・改造しないでください。電池には危険防止のための保護機構が組み込まれています。これらを損なうと、過大電流で充電されたり、充電制御ができなかったり、過大電流で放電されたりして、電池を漏液、発熱、破裂させる原因となります。	危険	○	○	○	○	○	
	（7）製品の安全性劣化につながる使用の禁止	○		・電池は、(＋)端子に内部のガスを放出する機能を有するガス排出弁を備えています。したがって、(＋)端子の部分を変形させないでください。端子部を変形させると、ガス排出弁が正常に作動しなくなるため、電池を漏液、発熱、破裂させる原因となります。	危険	○		○	○	○	
			○	・電池には、内部のガスを放出するためのガス排出弁を備えています。したがって、ガス排出弁をふさがないでください。内部で発生したガスが逃げないために、電池を破裂させる原因となります。	危険	○	○	○	○	○	（＊2）
	（8）定格連続使用時間、負荷等の条件を越える使用の禁止	○	○	・電池は、充電器の取扱説明書に記載してある充電時間以上充電しないでください。電池を漏液、発熱させる原因になるおそれがあります。	注意			○	○		
	（9）不使用時、不在時の処置	○	○	・電池をご使用後は、機器のスイッチを切ってください。電池を漏液させる原因になるおそれがあります。	注意			○	○		

ニカド電池の安全確保のための表示事項チェックリスト（８／１０）　　２０１１

製品使用段階の分類		製品仕様 単	製品仕様 組	表示事項	区分	表示媒体 本体	表示媒体 個装箱	表示媒体 取説	表示媒体 ﾌﾞﾘｽﾀ	表示媒体 ｶﾀﾛｸﾞ	備考
５．続き	（９）続き	○	○	・電池を使用しない場合や、長期間機器を使用しない場合には、使用機器から電池を取り出して、○○～○○℃の湿気の少ない場所に保管してください。電池を漏液させる原因になるおそれがあります。また、電池がさびることがあります。	注意			○	○		
	（１０）天災・地変時の安全確保に必要な処置			・該当せず。							
６．保守点検	（１）定期点検の勧め	○	○	・長期間ご使用にならなかった電池は充分に充電されないことがあります。電池は長期間使用しない場合でも、○○カ月に１度は製造業者の推奨する充放電を行なってください。	推奨			○	○		※C
	（２）点検（保守）者の制限・禁止			・該当せず。							
	（３）製品点検範囲の制限			・該当せず。							
	（４）点検や清掃（本体表示ラベルを含む）についての要請事項	○ ○	○ ○	・電池端子が汚れたら乾いた布で拭き、端子をきれいにしてからご使用ください。機器との接触が悪いと、電源が切れたり充電されなくなったりすることがあります。 ・電池には寿命があります。機器の使用時間が短くなったときは、新しい電池とお取り替えください。	推奨 推奨			○ ○	○		
	（５）製品移動時、設置場所の変更時の販売店など専門家への依頼			・該当せず。							
	（６）点検をしないままでの使用の制限・禁止			・該当せず。							
	（７）定期的あるいは所定年数で交換を必要とする部品			・該当せず。							
７．異の常処時置	（１）不良や異常状態での使用禁止	○	○	・充電の際に所定の充電時間を超えても充電が完了しない場合は、充電をやめてください。過度に充電され電池を漏液、発熱させる原因になります.	警告	○	○	○	○	○	（＊３）

ニカド電池の安全確保のための表示事項チェックリスト（９／１０）　　２０１１

製品使用段階の分類		製品仕様 単	製品仕様 組	表示事項	区分	表示媒体 本体	表示媒体 個装箱	表示媒体 取説	表示媒体 ﾌﾞﾘｽﾀ	表示媒体 ｶﾀﾛｸﾞ	備考
７．続き	（１）続き	○	○	・電池が漏液したり、変色、変形、その他今までと異なることに気づいたときは使用しないでください。電池を発熱、破裂、させる原因になるおそれがあります。	警告	○	○	○	○	○	
	（２）異常時の取るべき処置	○	○	・電池は内部にアルカリ液を保持しています。この電池の液が目に入ったときは、失明の原因となります。こすらずにすぐに水道水などのきれいな水で充分洗った後、ただちに医師の治療を受けてください。	危険	○	○	○	○	○	
		○	○	・電池は内部にアルカリ液を保持しています。この電池の液が皮膚や衣服に付着した場合には、皮膚に傷害を起こす原因となります。ただちに水道水などのきれいな水で充分洗い流してください。	警告	○	○	○	○	○	
８．製品保管時の処置	（１）製品保管時の禁止事項			・該当せず。							
９．製品廃棄時の処置	（１）取り外して置く部品や、別途の処理を要する燃料など			・該当せず。							

製品使用段階の分類		製品仕様 単	製品仕様 組	表示事項	区分	表示媒体 本体	表示媒体 個装箱	表示媒体 取説	表示媒体 ﾌﾞﾘｽﾀｰ	表示媒体 ｶﾀﾛｸﾞ	備考
10. 使用済電池の処置	（１）回収（リサイクル）時に要する処置及び電池の廃棄の禁止など	○	○	・リード線や金属端子部等が露出したものは、ビニールテープ等で必ず絶縁してください。ショートにより発火・発煙の原因になるおそれがあります。	注意	○	○	○	○	○	
		○	○	・プラスチックやビニールケースに入った電池パックは、絶対に解体しないでください。解体すると金属端子が露出し、ショートの原因となります。	警告	○	○	○	○	○	
		○	○	・運搬時は収納されているケースの中身の電池が動かないようにしっかりと梱包してください。破損や金属端子のショートの原因となります。	警告	○	○	○	○	○	
		○	○	・ご使用済みの電池は一般家庭ゴミとして棄てないで、最寄りの「リサイクル協力店」にご持参いただくか、設置してある「小形充電式電池リサイクルＢＯＸ」に入れてください。	注意	○	○	○	○	○	※Ｂ （業務用を除く）

（＊1）条件により使用できることを適切に表現する。
（＊2）ガス抜き構造のあることがわかる場合に記載する。
（＊3）充電完了表示がある場合に記載する。

第４版から第５版への改訂にあたり、チェックリストの備考欄に改訂変更記号を記載した。

ａ）表示の区分（危険、警告、注意）を変更したもの　⇒　※Ａ

ｂ）表示事項の内容を変更、追加したもの　⇒　※Ｂ

ｃ）表示事項の語句を適切にしたもの　⇒　※C

ニッケル・水素電池の安全確保のための表示事項チェックリスト（１／１０）　　２０１１

１．製品仕様：（１）単電池－電池１個で構成する電池
　　（２）組電池－電池２個以上で構成する電池

２．チェックリスト　　製品仕様欄の「単」は単電池、「組」は組電池を表す

製品使用段階の分類		製品仕様		表　示　事　項	区分	表示媒体					備考
		単	組			本体	個装箱	取説	ﾌﾞﾘｽﾀ	ｶﾀﾛｸﾞ	
１．購入	（１）使用環境の制限		○	・電池を水や海水やジュースなどにつけたり、濡らさないでください。電池を発熱させる原因になるおそれがあります。また、電池端子がさびることがあります。	警告	○	○	○	○	○	
		○		・電池を水や海水やジュースなどにつけたり、濡らさないでください。電池を発熱させる原因になるおそれがあります。また、電池がさびることがあります。	注意			○	○	○	
		○	○	・電池の充電温度範囲はつぎのとおりです。この充電温度範囲以外では、電池を漏液、発熱させる原因になるおそれがあります。充電：○○～○○℃	注意			○	○	○	
		○	○	・電池を、直射日光の強いところや、炎天下の車内やストーブの前面などの高温の場所で使用・放置しないでください。電池を漏液させる原因になるおそれがあります。	注意			○	○	○	
		○	○	・電池を冷えたまま（○○℃以下）や、寒い戸外（○○℃以下）で充電しないでください。電池を漏液させる原因になるおそれがあります。	注意			○	○	○	
		○	○	・電池のご使用温度範囲はつぎのとおりです。 放電（機器使用時）：○○～○○℃　　保存：○○～○○℃	推奨			○	○	○	

製品使用段階の分類		製品仕様		表　示　事　項	区分	表示媒体					備　考
		単	組			本体	個装箱	取説	ﾌﾞﾘｽﾀ	ｶﾀﾛｸﾞ	
1.続き	（２）使用条件の制限	○		・電池は当社指定の充電器を使用するか、当社指定の充電条件を守ってください。その他の条件で充電しますと、過大電流で充電されたり、充電制御ができなかったりして、電池を漏液、発熱、破裂させる原因となります。	危険	○		○	○	○	
			○	・電池は当社指定の充電器（＊＊＊）を使用するか、当社指定の充電条件を守ってください。その他の条件で充電しますと、過大電流で充電されたり、充電制御ができなかったりして、電池を漏液、発熱、破裂させる原因となります。	危険	○	○	○	○	○	
		○		・電池を○○本以上直列に接続しないでください。感電したり、電池を漏液、発熱させる原因になるおそれがあります。	警告	○		○	○	○	
2.設置据付	（１）設置・据付説明書を読むことへの要請			・該当せず。							
	（２）設置者・据付者に関する制限･禁止			・該当せず。							
	（３）設置時に使用する部材の制限・禁止			・該当せず。							
	（４）設置環境の制限・禁止			・該当せず。							
	（５）設置場所の制限・禁止			・該当せず。							
	（６）設置方法の禁止			・該当せず。							
	（７）予想される誤設置の禁止			・該当せず。							
3.使用前の準備	（１）取扱説明書を読むことへの要請	○	○	・電池を使用する前に、必ず取扱説明書または注意書きをお読みください。また、お読みいただいたあとは大切に保管し、必要なときにお読みください。なお、取扱説明書や注意書きが充分に理解できない場合には、下記のところにお問い合わせください。 （会社名・部門名）：○○株式会社　　△△部 （連絡先）　　：郵便番号、所在地、電話番号	注意			○	○		

製品使用段階の分類		製品仕様		表示事項	区分	表示媒体					備考
		単	組			本体	個装箱	取説	ﾌﾞﾘｽﾀ	ｶﾀﾛｸﾞ	
3.続き	（1）続き	○	○	・電池の充電方法については、充電器の取扱説明書をよくお読みください。	注意			○	○		
		○	○	・機器への取り付け方、取り外し方については、機器の取扱説明書をお読みください。	推奨			○	○		
	（2）使用前準備を行う者の制限・禁止			・該当せず。							
	（3）使用燃料等の制限･禁止			・該当せず。							
	（4）電源接続などの制限・禁止	○	○	・電池はプラス･マイナスの向きが決められています。充電器や機器に接続する時にうまくつながらない場合は無理に接続しないでください。プラス･マイナスを逆に接続すると、電池が逆に充電され内部で異常な反応が起こり、電池を漏液、発熱、破裂させる原因となります。	危険	○	○	○	○	○	
		○	○	・電池は充電器を介さずに直接電源コンセントや自動車のシガレットライターの差し込み口に接続しないでください。感電したり、高い電圧が加えられることによって過大な電流が流れ、電池を漏液、発 熱、破裂させる原因となります。	危険	○	○	○	○	○	
	（5）使用前の製品の点検	○	○	・電池をお買上げ後、初めてご使用の場合に、さびや発熱、その他異常と思われたときは、使用しないで、お買上げの販売店へご持参ください。	注意			○	○		
		○	○	・電池をお買上げ後、初めてご使用の場合や長期間ご使用にならならなかった場合は、必ず充電してからご使用ください。	推奨			○	○		
4.用途の以使外用	（1）予想される用途以外の使用の禁止		○	・電池は、○○専用です。指定機器以外の用途に使いますと、機器によっては異常な電流が流れたりして電池が破損したり、発熱、破裂の原因となります。	危険	○	○	○	○	○	

製品使用段階の分類		製品仕様 単	製品仕様 組	表示事項	区分	表示媒体 本体	表示媒体 個装箱	表示媒体 取説	表示媒体 ﾌﾞﾘｽﾀ	表示媒体 ｶﾀﾛｸﾞ	備考
4.続き	（1）続き	○		・電池は水中ライト等の密閉した器具には使用しないでください。使用の条件によっては発生するガスにより器具を破裂させる原因となります。	危険	○		○	○	○	
		○		・電池は使用機器によって、性能が合わないものがあります。使用機器の取扱説明書や注意書きをよくお読みください。	注意			○	○	○	
	（2）業務用使用の制限･禁止			・該当せず。							
5.使用方法	（1）使用者の制限・禁止			・該当せず。							
	（2）使用当事者の保護者、介護者への要請事項	○		・小さい電池を誤って飲み込むことのないように、使用機器および電池は、特に乳幼児の手の届かないところに置いてください。万一電池を飲み込んだ場合は、直ちに医師と相談してください。	警告	○		○	○	○	
		○	○	・電池は、乳幼児の手の届かないところに保管してください。また、ご使用時に乳幼児が充電器や使用機器から電池を取り取り出さないように注意してください。	注意			○	○		
		○	○	・電池を小児が使用の際には、保護者の方が取扱説明書の内容を充分にお教えください。また使用の途中においても、取扱説明書の方法で使用されているかどうかをご注意ください。	注意			○	○		
	（3）操作、運転についての要請事項	○		・新旧の電池および充電した電池と放電した電池を混ぜて使用しないでください。電池を漏液、発熱させる原因になるおそれがあります。	注意			○	○		
		○		・電池を２本以上組み合わせて使用する場合は、同時に充電してご使用ください。電池を漏液、発熱させる原因になるおそれがあります。	注意			○	○		

製品使用段階の分類		製品仕様		表示事項	区分	表示媒体					備考
		単	組			本体	個装箱	取説	ﾌﾞﾘｽﾀ	ｶﾀﾛｸﾞ	
５．続き	（４）予想される誤使用の禁止	○		・電池をご使用の際は、つぎのことを必ず守ってください。							
				›電池を火の中に投入したり、加熱しないこと。絶縁物が溶けたり、ガス排出弁や保護機構を損傷したり、発生した水素に引火したりして、電池を破裂させる原因となります。	危険	○		○	○	○	
				›電池に直接ハンダ付けしないこと。熱により、絶縁物が溶けたり、ガス排出弁や保護機構を損傷したりして、電池を漏液、発熱、破裂させる原因となります。	危険	○		○	○	○	
				›電池の(＋)と(－)とを逆にして使用しないこと。充電時には逆に充電され電池内部で異常な反応が起きたり、放電時に思わぬ異常な電流が流れたりして、電池を漏液、発熱、破裂させる原因となります。	警告	○		○	○	○	
				›電池の(＋)と(－)を針金などの金属で接続しないこと。また金属製のネックレスやヘアピンなどと一緒に持ち運んだり、保管しないこと。電池がショート状態となり、過大な電流が流れ、電池を漏液、発熱、破裂させる原因となります。また、針金やネックレス、ヘアピンなどの金属が発熱する原因となります。	警告	○		○	○	○	
				›電池の外装チューブを剥がしたり、キズをつけないこと。電池がショート状態となり易く、電池を漏液、発熱、破裂させる原因となります。	警告	○		○	○	○	
				›乾電池、種類・容量・銘柄の違う電池を混ぜて使用しないこと。電池を漏液、発熱、破裂させる原因になるおそれがあります。	注意			○	○	○	
				›電池に強い衝撃を与えたり、投げつけたりしないこと。電池を漏液、発熱、破裂させる原因になるおそれがあります。	注意			○	○	○	
				›電池を並列に接続して使用しないこと。電池を漏液、発熱、破裂させる原因になるおそれがあります。	注意			○	○	○	（＊１）
				›電池の充電や放電中に、可燃物を上に載せたり、覆ったりしないこと。電池を発熱、破裂、発火させるおそれがあります。	注意			○	○	○	

製品使用段階の分類		製品仕様 単	製品仕様 組	表示事項	区分	表示媒体 本体	表示媒体 個装箱	表示媒体 取説	表示媒体 ﾌﾞﾘｽﾀ	表示媒体 ｶﾀﾛｸﾞ	備考
５．続き	（４）続き		○	・電池をご使用の際は、つぎのことを必ず守ってください。							
				>電池を火の中に投入したり、加熱しないこと。絶縁物が溶けたり、ガス排出弁や保護機構を損傷したり、発生した水素に引火したりして、電池から電解液が噴き出したり、電池を発熱、破裂させる原因となります。	危険	○	○	○	○	○	
				>電池に直接ハンダ付けしないこと。熱により、絶縁物が溶けたり、ガス排出弁や保護機構を損傷したりして、電池を漏液、発熱、破裂させる原因となります。	危険	○	○	○	○	○	
				>電池の(＋)と(－)を針金などの金属で接続しないこと。また金属製のネックレスやヘアピンなどと一緒に持ち運んだり、保管しないこと。電池がショート状態となり、過大な電流が流れ、電池を漏液、発熱、破裂させる原因となります。また、針金やネックレス、ヘアピンなどの金属が発熱する原因となります。	危険	○	○	○	○	○	
				>電池の外装チューブを剥がしたり、キズをつけないこと。電池がショート状態となり易く、電池を漏液、発熱、破裂させる原因となります。	警告	○	○	○	○	○	
				>電池に強い衝撃を与えたり、投げつけたりしないこと。電池を漏液、発熱、破裂させる原因になるおそれがあります。	注意			○	○	○	
				>電池の充電や放電中に、可燃物を上に載せたり、覆ったりしないこと。電池を発熱、破裂、発火させるおそれがあります。	注意			○	○	○	
	（５）安全装置や適正な部品を正しく取り付けない状態での使用禁止			・該当せず。							
	（６）改造や分解等の特殊な使用の禁止	○		・電池を分解しないでください。電池の内部や外部でショート状態になったり、電池の内容物が空気と反応したりして、電池を発熱、破裂させる原因となります。また、アルカリ液が飛散して危険です。	危険	○		○	○	○	

製品使用段階の分類		製品仕様 単	製品仕様 組	表示事項	区分	表示媒体 本体	表示媒体 個装箱	表示媒体 取説	表示媒体 ﾌﾞﾘｽﾀ	表示媒体 ｶﾀﾛｸﾞ	備考
5．続き	（6）続き	○		・電池を改造しないでください。電池には危険防止のためのガス排気弁が組み込まれています。これらを損なうと、過大電流で充電されたり、充電制御ができなかったり、過大電流で放電されたりして、電池を漏液、発熱、破裂させる原因となります。	危険	○		○	○	○	
			○	・電池を分解・改造しないでください。電池には危険防止のためのガス排出弁が組み込まれています。これらを損なうと、過大電流で充電されたり、充電制御ができなかったり、過大電流で放電されたりして、電池を漏液、発熱、破裂させる原因となります。	危険	○	○	○	○	○	
	（7）製品の安全性劣化につながる使用の禁止	○		・電池は、(＋)端子に内部のガスを放出する機能を有するガス排出弁を備えています。したがって、(＋)端子の部分を変形させないでください。端子部を変形させると、ガス排出弁が正常に作動しなくなるため、電池を漏液、発熱、破裂させる原因となります。	危険	○		○	○	○	
			○	・電池には、内部のガスを放出するためのガス抜き構造を備えています。したがって、ガス抜き構造をふさがないでください。内部で発生したガスが逃げないために、電池を破裂させる原因となります。	危険	○	○	○	○	○	（＊2）
	（8）定格連続使用時間、負荷等の条件を越える使用の禁止	○	○	・電池は、充電器の取扱説明書に記載してある充電時間以上充電しないでください。電池を漏液、発熱させる原因になるおそれがあります。	注意			○	○		
	（9）不使用時、不在時の処置	○	○	・電池をご使用後は、機器のスイッチを切ってください。電池を漏液させる原因になるおそれがあります。	注意			○	○		

製品使用段階の分類		製品仕様 単	製品仕様 組	表示事項	区分	表示媒体 本体	表示媒体 個装箱	表示媒体 取説	表示媒体 ﾌﾞﾘｽﾀ	表示媒体 ｶﾀﾛｸﾞ	備考
5.続き	（9）続き	○	○	・電池を使用しない場合や、長期間機器を使用しない場合には、使用機器から電池を取り出して、○○～○○℃の湿気の少ない場所に保管してください。電池を漏液させる原因になるおそれがあります。また、電池がさびることがあります。	注意			○	○		
	（10）天災・地変時の安全確保に必要な処置			・該当せず。							
6.保守点検	（1）定期点検の勧め	○	○	・長期間ご使用にならなかった電池は充分に充電されないことがあります。電池は長期間使用しない場合でも、○○カ月に1度は製造業者の推奨する充放電を行なってください。	推奨			○	○		※C
	（2）点検（保守）者の制限･禁止			・該当せず。							
	（3）製品点検範囲の制限			・該当せず。							
	（4）点検や清掃（本体表示ラベルを含む)についての要請事項	○	○	・電池端子が汚れたら乾いた布で拭き、端子をきれいにしてからご使用ください。機器との接触が悪いと、電源が切れたり充電されなくなったりすることがあります。	推奨			○	○		
		○	○	・電池には寿命があります。機器の使用時間が短くなったときは新しい電池とお取り替えください。	推奨			○			
	（5）製品移動時、設置場所の変更時の販売店など専門家への依頼			・該当せず。							
	（6）点検をしないままでの使用の制限・禁止			・該当せず。							
	（7）定期的あるいは所定年数で交換を必要とする部品			・該当せず。							
7.異の常処時置	（1）不良や異常状態での使用禁止	○	○	・充電の際に所定の充電時間を超えても充電が完了しない場合は、充電をやめてください。過度に充電され電池を漏液、発熱させる原因となります	警告	○	○	○	○	○	（＊3）

製品使用段階の分類		製品仕様 単	製品仕様 組	表示事項	区分	表示媒体 本体	表示媒体 個装箱	表示媒体 取説	表示媒体 ﾌﾞﾘｽﾀ	表示媒体 ｶﾀﾛｸﾞ	備考
７．続き	（１）続き	○	○	・電池が漏液したり、変色、変形、その他今までと異なることに気づいたときは使用しないでください。電池を発熱、破裂させる原因になるおそれがあります。	警告	○	○	○	○	○	
	（２）異常時の取るべき処置	○	○	・電池は内部にアルカリ液を保持しています。この電池の液が目に入ったときは、失明の原因となります。こすらずにすぐに水道水などのきれいな水で充分洗った後、ただちに医師の治療を受けてください。	危険	○	○	○	○	○	
		○	○	・電池は内部にアルカリ液を保持しています。この電池の液が皮膚や衣服に付着した場合には、皮膚に傷害を起こす原因となります。ただちに水道水などのきれいな水で充分洗い流してください。	警告	○	○	○	○	○	
８．製品時保の管処置	（１）製品保管時の禁止事項			・該当せず。							
９．製品廃の棄処時置	（１）取り外して置く部品や、別途の処理を要する燃料など			・該当せず。							

製品使用段階の分類		製品仕様 単	製品仕様 組	表示事項	区分	表示媒体 本体	表示媒体 個装箱	表示媒体 取説	表示媒体 ﾌﾞﾘｽﾀ	表示媒体 ｶﾀﾛｸﾞ	備考
10. 使用済電池の処置	（１）回収（リサイクル）時に要する処置及び電池の廃棄の禁止など	○	○	・リード線や金属端子部等が露出したものは、ビニールテープ等で必ず絶縁してください。ショートにより発火・発煙の原因になるおそれがあります。	注意	○	○	○	○	○	
		○	○	・プラスチックやビニールケースに入った電池パックは、絶対に解体しないでください。解体すると金属端子が露出し、ショートの原因となります。	警告	○	○	○	○	○	
		○	○	・運搬時は収納されているケースの中身の電池が動かないようにしっかりと梱包してください。破損や金属端子のショートの原因となります。	警告	○	○	○	○	○	
		○	○	・ご使用済みの電池は一般家庭ゴミとして棄てないで、最寄りの「リサイクル協力店」にご持参いただくか、設置してある「小形充電式電池リサイクルＢＯＸ」に入れてください。	注意	○	○	○	○	○	※Ｂ （業務用を除く）

（＊1）条件により使用できることを適切に表現する。
（＊2）ガス抜き構造のあることがわかる場合に記載する。
（＊3）充電完了表示がある場合に記載する。

第４版から第５版への改訂にあたり、チェックリストの備考欄に改訂変更記号を記載した。

ａ）表示の区分（危険、警告、注意）を変更したもの　⇒　※Ａ

ｂ）表示事項の内容を変更、追加したもの　⇒　※Ｂ

ｃ）表示事項の語句を適切にしたもの　⇒　※C

リチウムイオン二次電池の安全確保のための表示事項チェックリスト（1／8）　　２０１１

1．製品仕様：組電池　－　単数、または複数のリチウムイオン電池からなる、すぐに使用できる状態の単位電池。この単位電池は、適切な電池容器及び端子配置、電子制御装置を備えている場合がある。

2．チェックリスト　　製品仕様欄の「組」は組電池を表す

製品使用段階の分類		製品仕様		表　示　事　項	区分	表示媒体					備考
			組			本体	個装箱	取説	ﾌﾞﾘｽﾀ	ｶﾀﾛｸﾞ	
1．購入	（1）使用環境の制限		○	・水･海水･ジュースなどで濡らさないでください。電池に組み込まれている保護機構がこわれると、異常な電流、電圧で電池が充電され、発熱、破裂、発火の原因になります。	危険	○	○	○	○	○	
			○	・ストーブなどの熱源のそばに放置しないでください。発熱、破裂、発火の原因になります。	危険	○	○	○	○	○	
			○	・直射日光の当たる場所、炎天下駐車の車内など、高い温度になる場所に放置しないでください。電池を漏液させる原因になるおそれがあります。	注意			○	○	○	
			○	・危険防止のため保護機構が組み込まれています。保護機構に損傷を与える可能性のある静電気（製造業者が保証する値以上）が発生する場所で使用しないでください。保護機構がこわれ発熱、破裂、発火の原因となるおそれがあります。	注意			○	○	○	※C
			○	・電池の充電温度範囲は次の通りです。この温度範囲以外での充電は電池を発熱、破損させる原因になるおそれがあります。 充電○○～○○℃	注意			○	○	○	
			○	・電池のご使用温度範囲はつぎのとおりです。この温度範囲以外での使用はしないでください。 放電（機器使用時）：○○～○○℃　　保存：○○～○○℃	推奨			○	○	○	
	（2）使用条件の制限		○	・電池は当社指定の充電器を使用し、当社指定の充電条件を守ってください。その他の充電条件（指定以外の温度、指定以外の高い電圧／大きな電流、または改造した充電器など）で充電しますと、発熱、破裂、発火の原因になります。	危険	○	○	○	○	○	

製品使用段階の分類		製品仕様		表　示　事　項	区分	表示媒体					備　考
			組			本体	個装箱	取説	ﾌﾞﾘｽﾀ	ｶﾀﾛｸﾞ	
２．設置据付	（１）設置・据付説明書を読むことへの要請			・該当せず。							
	（２）設置者・据付者に関する制限･禁止			・該当せず。							
	（３）設置時に使用する部材の制限・禁止			・該当せず。							
	（４）設置環境の制限・禁止			・該当せず。							
	（５）設置場所の制限・禁止			・該当せず。							
	（６）設置方法の禁止			・該当せず。							
	（７）予想される誤設置の禁止			・該当せず。							
３．使用前の準備	（１）取扱説明書を読むことへの要請		○	・電池を使用する前に、必ず取扱説明書または注意書きをお読みください。また、お読みいただいたあとは大切に保管し、必要なときにお読みください。なお、取扱説明書や注意書きが充分に理解できない場合には、下記のところにお問い合わせください。 （会社名・部門名）：○○株式会社　　△△部 （連絡先）　　：郵便番号、所在地、電話番号	注意			○	○		
			○	・電池の充電方法については、充電器の取扱説明書をよくお読みください。	注意			○	○		
			○	・機器への取り付け方、取り外し方については、機器の取扱説明書をお読みください。	推奨			○	○		
	（２）使用前準備を行う者の制限・禁止			・該当せず。							

製品使用段階の分類		製品仕様		表　示　事　項	区分	表示媒体					備　考
			組			本体	個装箱	取説	ﾌﾞﾘｽﾀ	ｶﾀﾛｸﾞ	
3.使用前の準備	（3）使用燃料等の制限･禁止			・該当せず。							
	（4）電源接続などの制限・禁止		○	・電池はプラス･マイナスの向きが決められています。充電器や機器に接続する時にうまくつながらない場合は無理に接続しないでください。プラス･マイナスを逆に接続すると、電池が逆に充電され内部で異常な反応が起こり、電池を漏液、発熱、破裂、発火させる原因となります。	危険	○	○	○	○	○	
			○	・電池は充電器を介さずに直接電源コンセントや自動車のシガレットライターの差し 込み口に接続しないでください。感電したり、高い電圧が加えられることによって過大な電流が流れ、電池を漏液、発熱、破裂、発火させる原因となります。	危険	○	○	○	○	○	
	（5）使用前の製品の点検		○	・電池をお買上げ後、初めてご使用の場合に、さびや異臭、発熱、その他異常と思われたときは、使用しないで、お買上げの販売店にご持参ください。	注意			○	○		
			○	・電池は出荷前に若干量の充電をしてありますので、機器の動作確認にお使いください。動作確認が出来ない場合や、長時間の使用には、専用充電器で充電してからお使いください。	危険	○	○	○	○	○	
4.用途の以使外用	（1）予想される用途以外の使用の禁止		○	・電池は、○○専用です。指定機器以外の用途に使いますと、機器によっては異常な電流が流れ、電池が破損する可能性が、有り、発熱、破裂、発火の原因になります。	危険	○	○	○	○	○	
	（2）業務用使用の制限･禁止			・該当せず。							
5.使用方法	（1）使用者の制限・禁止			・該当せず。							
	（2）使用当事者の保護者、介護者への要請事項		○	・使用機器及び電池は、乳幼児の手の届かないところに置いてください。不用意な取扱は危険を伴います。	警告	○	○	○	○	○	

製品使用段階の分類		製品仕様		表　示　事　項	区分	表示媒体					備　考
			組			本体	個装箱	取説	ﾌﾞﾘｽﾀ	ｶﾀﾛｸﾞ	
５．続き	（２）使用当事者の保護者、介護者への要請事項		○	・電池を小児が使用の際には、保護者の方が取扱説明書の内容を充分にお教えください。また使用の途中においても、取扱説明書の方法で使用されているかどうかをご注意ください。	注意			○	○		
	（３）操作、運転についての要請事項		○	・電池を使用する前に、必ず機器の取扱説明書を良くお読み下さい。	推奨			○	○		
	（４）予想される誤使用の禁止		○	・電池をご使用の際は、つぎのことを必ず守ってください。							
				>電池を火の中に投入したり、加熱しないこと。絶縁物が溶けたり、ガス排出弁や保護機構を損傷するだけでなく、発熱、破裂、発火の原因になります。	危険	○	○	○	○	○	
				>電池の(＋)と(－)とを逆にして使用しないこと。逆に充電された場合、電池内部の異常な化学反応を誘発する上、放電時は異常な電流が流れる可能性が有り、発熱、破裂、発火の原因になります。	危険	○	○	○	○	○	
				>電池の(＋)と(－)とを金属で接続しないこと。またネックレスやヘアピンなどと一緒に持ち運んだり、保管しないこと。電池がショートし、過大な電流が流れ、発熱、破裂、発火、あるいはネックレス、ヘアピンなどが発熱する原因になります	危険	○	○	○	○	○	
				>強い衝撃を与えたり、投げつけたりしないこと。電池に組み込まれている保護機構が壊れ、異常な電流、電圧で電池が充電される可能性があり、発熱、破裂、発火の原因になります。	危険	○	○	○	○	○	
				>釘を刺したり、ハンマーで叩いたり、踏みつけたりしないこと。電池が変形、保護機構が破損する可能性があり、発熱、破裂、発火の原因になります。	危険	○	○	○	○	○	
				>電池に直接はんだ付けしないこと。熱により絶縁物が溶けたり、ガス排出弁や保護回路が損傷し、発熱、破裂、発火の原因になります。	危険	○	○	○	○	○	
				>電子レンジや高圧容器に入れないこと。急に加熱されたり、密閉状態が壊れたりして発熱、破裂、発火の原因になります。	警告	○	○	○	○	○	
				>電池の充電や放電中に、可燃物を上に載せたり、覆ったりしないこと。電池を発熱、破裂、発火させるおそれがあります。	注意			○	○	○	

製品使用段階の分類		製品仕様		表　示　事　項	区分	表示媒体					備　考
			組			本体	個装箱	取説	ﾌﾞﾘｽﾀ	ｶﾀﾛｸﾞ	
５．続き	（４）続き		○	・乾電池などの電池や容量、種類、銘柄の違う電池を混ぜて使わないこと。使用中に過度に放電されたり、充電時に過度に充電されたりして、電池内部の異常な化学反応によって、発熱、破裂、発火の原因になります。	警告	○	○	○	○	○	
	（５）安全装置や適正な部品を正しく取り付けない状態での使用禁止			・該当せず。							
	（６）改造や分解等の特殊な使用の禁止		○	・電池を分解したり、改造しないでください。電池には危険を防止するためのガス排出弁や保護機構が組み込まれています。これらを損なうと、電池が発熱、破裂、発火する原因になります。	危険	○		○	○	○	
	（７）製品の安全性劣化につながる使用の禁止		○	・火のそばや、炎天下駐車の車の中などでの充電はしないでください。高温になると危険を防止するための保護機構が働き充電出来なくなったり、保護機構がこわれて異常な電流や電圧で充電され、発熱、破裂、発火の原因になります。	危険	○		○	○	○	
	（８）定格連続使用時間、負荷等の条件を越える使用の禁止		○	・取扱説明書に記載している充電時間以上の長時間の充電をしないでください。	推奨			○	○		
	（９）不使用時、不在時の処置		○	・電池を長期間使用しない場合は、機器から外して湿気の少ないところに保管してください。機器に接続したままや湿気の多いところに保管しないでください。 ・使用後は必ず使用機器のスイッチを切って下さい。	推奨 推奨			○ ○	○ ○		

製品使用段階の分類		製品仕様		表　示　事　項	区分	表示媒体					備　考
			組			本体	個装箱	取説	ﾌﾞﾘｽﾀ	ｶﾀﾛｸﾞ	
	（１０）天災・地変時の安全確保に必要な処置			・該当せず。							
６．保守点検	（１）定期点検の勧め		○	・長期間ご使用にならなかった電池は充分に充電されないことがあります。電池は長期間使用しない場合でも、６カ月に１度は製造業者の推奨する充電状態に充電してください。	推奨			○	○		※C
	（２）点検（保守）者の制限･禁止			・該当せず。							
	（３）製品点検範囲の制限			・該当せず。							
	（４）点検や清掃（本体表示ラベルを含む)についての要請事項		○ ○	・電池端子が汚れたら乾いた布で拭き、端子をきれいにしてからご使用ください。機器との接触が悪いと、電源が切れたり充電されなくなったりすることがあります。 ・電池には寿命があります。機器の使用時間が短くなった時は、新しい電池とお取り替えください。	推奨 推奨			○ ○	○		
	（５）製品移動時、設置場所の変更時の販売店など専門家への依頼			・該当せず。							
	（６）点検をしないままでの使用の制限・禁止			・該当せず。							
	（７）定期的あるいは所定年数で交換を必要とする部品			・該当せず。							
７．異常の時処置	（１）不良や異常状態での使用禁止		○	・電池の使用、充電、保管時の異臭、発熱、変色、変形、その他今までと異なることに気がついた時は、機器あるいは充電器より出し使用しないでください。使用継続の場合は電池が発熱、破裂、発火する原因になります。	警告	○	○	○	○	○	

リチウムイオン二次電池の安全確保のための表示事項チェックリスト（7／8）　　２０１１

製品使用段階の分類		製品仕様		表　示　事　項	区分	表示媒体					備考
			組			本体	個装箱	取説	ﾌﾞﾘｽﾀ	ｶﾀﾛｸﾞ	
7.続き	（1）続き		○	・充電時、所定の充電時間を超えても充電が完了しない場合は、充電を停止してください。電池が発熱、破裂、発火する原因になるおそれがあります。	警告	○	○	○	○	○	
	（2）異常時の取るべき処置		○	・電池が漏液したり異臭がする時には直ちに火気より遠ざけてください。漏液した電解液に引火し、破裂、発火する原因になります。	警告	○	○	○	○	○	
			○	・電池が漏液して液が目に入った時は、こすらずに水道水などのきれいな水で充分洗った後、直ちに医師の治療を受けてください。放置すると液により、目に障害を与える原因になります。	警告	○	○	○	○	○	
			○	・電池が漏液して液が皮膚や衣服に付着した場合には、直ちに水道水などのきれいな水で洗い流してください。皮膚がかぶれたりする原因になるおそれがあります。	注意			○	○		
8.製品時保の管処置	（1）製品保管時の禁止事項			・該当せず。							
9.製品廃の棄処時置	（1）取り外して置く部品や、別途の処理を要する燃料など			・該当せず。							

製品使用段階の分類		製品仕様		表　示　事　項	区分	表示媒体					備　考
			組			本体	個装箱	取説	ﾌﾞﾘｽﾀ	ｶﾀﾛｸﾞ	
10. 使用電池のみの処置	（１）回収（リサイクル）時に要する処置及び電池の廃棄の禁止など		○	・リード線や金属端子部等が露出したものは、ビニールテープ等で必ず絶縁してください。ショートにより発火・発煙の原因になるおそれがあります。	注意	○	○	○	○	○	
			○	・プラスチックやビニールケースに入った電池パックは、絶対に解体しないでください。解体すると金属端子が露出し、ショートの原因となります。	警告	○	○	○	○	○	
			○	・運搬時は収納されているケースの中身の電池が動かないようにしっかりと梱包してください。破損や金属端子のショートの原因となります。	警告	○	○	○	○	○	
			○	・ご使用済みの電池は一般家庭ゴミとして棄てないで、最寄りの「リサイクル協力店」にご持参いただくか，設置してある「小形充電式電池リサイクルＢＯＸ」に入れてください。 棄てられた電池がゴミ収集車内などで破壊されてショートし、発火・発煙の原因になるおそれがあります。	警告	○	○	○	○	○	※Ａ，Ｂ （業務用を除く）

第４版から第５版への改訂にあたり、チェックリストの備考欄に改訂変更記号を記載した。

ａ）表示の区分（危険、警告、注意）を変更したもの　⇒　※Ａ

ｂ）表示事項の内容を変更、追加したもの　⇒　※Ｂ

ｃ）表示事項の語句を適切にしたもの　⇒　※C

小形制御弁式（シール）鉛蓄電池（民生用途）の安全確保のための表示事項チェックリスト（１／８）　　２０１１

製品使用段階の分類		表　　示　　事　　項	区分	表示媒体					備考
				本体	個装箱	取説	ﾌﾞﾘｽﾀ	ｶﾀﾛｸﾞ	
１．購入	（１）使用環境の制限	・小形制御弁式（シール）鉛蓄電池（以下、蓄電池という）を機器に組み込む場合は、機器を密閉構造にしないでください。機器を密閉構造にすると蓄電池から発生する水素ガスや酸素ガスが充満して機器を破損させる原因となります。	危険	○	○	○	○	○	
		・蓄電池はトランスなどの発熱部付近で使用しないでください。発熱部付近で使用すると蓄電池の温度が上がり蓄電池の漏液、破裂、発火などの原因となります。	警告	○	○	○	○	○	
		・蓄電池の使用温度範囲は、つぎのとおりです。この温度範囲以外では蓄電池の性能や寿命の劣化、蓄電池の破損や変形の原因になるおそれがあります。 放電（機器使用時）：－○○℃～○○℃　充電：○○℃～○○℃ 保存：○○℃～○○℃	注意		○	○	○	○	
		・蓄電池を炎天下の自動車内、直射日光の強いところ、ストーブの前面火のそばなどの○○℃を超える場所で使用したり、保管しないでください。これらの場所で使用したり、保管したりすると蓄電池の漏液、破裂、発火などの原因になるおそれがあります。	注意			○	○		
	（２）使用条件の制限	・蓄電池の充電は指定の充電器を使用するか、指定の充電条件を守ってください。その他の充電条件で充電すると蓄電池の温度が上がったり蓄電池から水素ガスが発生して蓄電池の漏液、破裂、発火などの原因となります。	危険	○	○	○	○	○	

製品使用段階の分類		表　　示　　事　　項	区分	表示媒体					備　考
				本体	個装箱	取説	ﾌﾞﾘｽﾀ	ｶﾀﾛｸﾞ	
２．設置・据付	（１）設置・据付説明書を読むことへの要請	・該当せず。							
	（２）設置・据付者に関する制限・禁止	・該当せず。							
	（３）設置時に使用する部材の制限・禁止	・該当せず。							
	（４）設置環境の制限・禁止	・該当せず。							
	（５）設置場所の制限・禁止	・該当せず。							
	（６）設置方法の禁止事項	・該当せず。							
	（７）予想される誤設置の禁止	・該当せず。							
３．使用前の準備	（１）取扱説明書を読むことへの要請	・蓄電池を使用する前に必ず、この取扱説明書または注意書きをよくお読みください。 なお、取扱説明書または注意書きが充分に理解できない場合には、製造業者にお問い合わせください。また、お読みいただいた後は大切に保管し、必要な時にお読みください。蓄電池はエネルギーを持っています。取扱説明書または注意書きを読まずにご使用されますと蓄電池の漏液、破裂、発火などの原因になるおそれがあります。	注意		○	○	○		
	（２）使用前の準備を行う者の制限・禁止	・該当せず。							
	（３）使用燃料などの制限・禁止	・該当せず。							

小形制御弁式（シール）鉛蓄電池（民生用途）の安全確保のための表示事項チェックリスト（３／８）　　２０１１

製品使用段階の分類		表　　示　　事　　項	区分	表示媒体					備　考
				本体	個装箱	取説	ﾌﾞﾘｽﾀ	ｶﾀﾛｸﾞ	
３．続き	（４）電源接続などの制限・禁止	・蓄電池を充電器を介さずに直接電源コンセントや自動車のシガレットコンセントなどへ接続しないでください。直接接続すると蓄電池の漏液，破裂，発火などの原因になるおそれがあります。	注意			○	○		
	（５）使用前の製品の点検	・蓄電池をお買い上げ後、初めて使用の場合に、さびや発熱、その他の異常があるときは、使用しないでお買い上げの販売店にご持参ください。異常のあるまま使用すると蓄電池の漏液、破裂、発火などの原因になるおそれがあります。 ・蓄電池をお買い上げ後、初めて使用する場合や長期間使用しなかった場合は必ず充電してください。蓄電池は，保管中も自己放電によって徐々にその容量を失っていますので、充電しないと性能がでない原因になるおそれがあります。	注意 推奨			○ ○	○ ○		
４．用途の以使外用	（１）予想される用途以外の使用の禁止	・蓄電池は、指定された用途以外に使用しないでください。指定された用途以外に使用すると蓄電池の漏液、破裂、発火などの原因になるおそれがあります。	注意			○	○	○	
	（２）業務用に使用することへの制限・禁止	・該当せず。							
５．使用方法	（１）使用者の制限・禁止	・該当せず。							
	（２）使用当事者の保護者・介護者などへの要請事項	・蓄電池は、乳幼児の手の届かないところに保管してください。また、充電や使用する場合も乳幼児が使用機器から取り出さないように注意してください。 ・蓄電池は小児が使用の場合は、保護者の方が正しい使用方法を充分に教えてください。また、使用の途中においても取扱説明書のとおりに使用しているかどうか注意してください。	注意 注意			○ ○	○ ○		

製品使用段階の分類		表　示　事　項	区分	表示媒体 本体	個装箱	取説	ﾌﾞﾘｽﾀ	ｶﾀﾛｸﾞ	備考
５．続き	（３）操作・運転についての要請事項	・該当せず。							
	（４）予想される誤使用の禁止	・安全確保のために次のことを必ずお守りください。次のことを守らないと蓄電池の温度が上がったり、蓄電池から水素ガスが発生して蓄電池の漏液、破裂、発火などの原因となります。							
		>蓄電池の(＋)端子と(－)端子を針金などの金属類で接続しないこと。また、金属製のネックレスやヘアピンなどと一緒に持ち運んだり、保管しないこと。	危険	○	○	○	○	○	
		>蓄電池を火中に投入したり、加熱しないこと。	注意			○			
		>蓄電池に直接ハンダ付けしないこと。	注意			○			
		>蓄電池の（＋）端子と（－）端子を逆にして充電しないこと。	注意			○			
		>蓄電池の種類、銘柄、新旧異なるものを混ぜて使用しないこと。	注意			○			
		>蓄電池の外装チューブをはがしたり、傷をつけないこと。	注意			○			
		>蓄電池に強い衝撃を与えたり、投げつけないこと。	注意			○			
		>蓄電池を並列接続して充電しないこと。	推奨			○			
	（５）安全装置や適正な部品を正しく取り付けない状態での使用の禁止	・該当せず。							
	（６）改造や安全機構を外すなどの特殊な使用の禁止	・蓄電池を分解、改造、破壊しないでください。分解、改造、破壊すると蓄電池の漏液、破裂、発火などの原因となります。また、蓄電池に入っている希硫酸が目に入ると失明、皮膚につくとやけどの原因となります。	危険	○	○	○	○	○	
	（７）製品の安全性の劣化につながる使用の禁止	・蓄電池を水や海水などで濡らしたり浸けたりしないでください。濡らしたり浸けたりすると、蓄電池を腐食させる原因になるおそれがあります。	注意			○			

製品使用段階の分類		表　　示　　事　　項	区分	表示媒体					備　考
				本体	個装箱	取説	ﾌﾞﾘｽﾀ	ｶﾀﾛｸﾞ	
５．続き	（７）続き	・蓄電池は、粉塵の多い場所で使用しないでください。粉塵の多い場所では、蓄電池のショートの原因になるおそれがあります。	注意			○			
		・蓄電池の周囲温度が○○℃を超えると蓄電池の劣化を早め、蓄電池の漏液、破裂、発火などの原因になるおそれがあります。	注意			○			
	（８）定格連続使用時間負荷などの条件を超える使用の禁止	・蓄電池を指定の充電器の取扱説明書に記載している充電時間以上充電しないでください。また、充電の際に所定の充電時間を超えても充電が完了しない場合には、充電をやめて蓄電池を取り出してください。所定の充電時間を超えて充電すると蓄電池の漏液、破裂、発火などの原因になるおそれがあります。	注意			○			
		・蓄電池の放電電流は、取扱説明書あるいは仕様書に記載されている最大値を超えないようにしてください。最大電流値を超える放電をすると蓄電池の漏液、破裂、発火などの原因になるおそれがあります。	注意			○			
	（９）不使用時、不在時の処置	・使用後は必ず使用機器のスイッチを切ってください。使用後にスイッチを切らないと放電のしすぎによって、蓄電池の性能や寿命の劣化の原因になるおそれがあります。	推奨			○			
		・長時間機器を使用しない場合は、使用機器から蓄電池を取り出して○○℃～○○℃の湿気の少ない場所で保管してください。保管条件が良くないと蓄電池の性能や寿命の劣化、さびの原因になるおそれがあります。	推奨			○	○		
	（１０）天災、地変時の安全確保に必要な処置	・該当せず。							

小形制御弁式（シール）鉛蓄電池（民生用途）の安全確保のための表示事項チェックリスト（６／８）　　２０１１

製品使用段階の分類		表　示　事　項	区分	表示媒体					備考
				本体	個装箱	取説	ﾌﾞﾘｽﾀ	ｶﾀﾛｸﾞ	
６．保守	（１）定期点検の勧め	・該当せず。							
	（２）点検（保守）者の制限・禁止	・該当せず。							
	（３）製品の点検範囲の制限	・該当せず。							
	（４）点検や清掃（本体表示ラベルに含む）についての要請事項	・シンナー、ガソリン、ベンジンなどのような有機溶剤や洗剤を使用しないでください。有機溶剤や洗剤を電槽に接触させると電槽割れやクラックを引き起こし、蓄電池の漏液、発火、などの原因になるおそれがあります。 ・蓄電池の端子をきれいにしてご使用ください。蓄電池の端子が汚れていると本体との接触が悪くなり電源が切れたり、充電できない原因になるおそれがあります。	注意 推奨			○ ○			
	（５）製品移動時、設置場所変更時の販売店など専門家への依頼	・該当せず。							
	（６）点検をしないままでの使用の制限・禁止	・該当せず。							
	（７）定期的あるいは所定年数で交換を必要とする部品	・取扱説明書または機器に記載された交換時期までに蓄電池を交換してください。交換時期を過ぎて使用した場合、蓄電池の内部ショート電槽の破損などが発生して蓄電池の漏液、破裂、発火などの原因となります。	警告	○	○	○	○	○	
７．異常の時処置	（１）不良や異常状態での使用の禁止	・蓄電池の端子の腐食、漏液、電槽の変形、異常発熱などこれまでと異なる現象に気がついたときは使用しないでください。異常のあるまま使用すると接触不良、電槽の破損などが発生して蓄電池の漏液、破裂、発火などの原因となります。	警告	○	○	○	○	○	

小形制御弁式（シール）鉛蓄電池（民生用途）の安全確保のための表示事項チェックリスト（７／８）　　２０１１

製品使用段階の分		表　示　事　項	区分	表示媒体					備考
				本体	個装箱	取説	ﾌﾞﾘｽﾀ	ｶﾀﾛｸﾞ	
７．続き	（２）異常時の取るべき処置	・電槽が熱で変形していたり、接続部の被覆が破損している場合は、電源を切り、製造業者に連絡して処置してください。そのまま使用すると発火や感電事故の原因となります。	警告	○	○	○	○	○	
		・蓄電池は内部に希硫酸を保持しています。蓄電池が漏液して液が皮膚や衣服に付着した場合は、すぐに多量の水で洗い流してください。また，液が目に入ったときは、すぐに多量の水道水などのきれいな水で洗った後、医師の治療を受けてください。希硫酸が目に入ると失明皮膚に付くとやけどの原因となります。	警告	○	○	○	○	○	
８．製品の禁止事項保管時の管理事項	（１）製品保管時の禁止事項	・蓄電池の上に工具などの金属や導電性のものを置いたり、落下させたりしないでください。ショートの原因になるおそれがあります	注意			○			
９．製品の廃棄時の処置	（１）取り外しておく部品や別途の処置を要する燃料など	・該当せず。							
10.使用済みの電池の処置	（１）回収(リサイクル)時に要する処置及び電池の廃棄の禁止など	・リード線や金属端子部等が露出したものは、ビニールテープ等で必ず絶縁してください。ショートにより発火・発煙の原因になる可能性があります。	注意	○	○	○	○	○	

小形制御弁式（シール）鉛蓄電池（民生用途）の安全確保のための表示事項チェックリスト（８／８）　　２０１１

製品使用段階の分類		表　示　事　項	表示媒体 区分	本体	個装箱	取説	ﾌﾘｯﾌﾟ	ｶﾀﾛｸﾞ	備　考
続き		・プラスチックやビニールケースに入った電池パックは、絶対に解体しないでください。解体すると金属端子が露出し、ショートの原因となります。	警告	○	○	○	○	○	
		・運搬時は収納されているケースの中身の電池が動かないようにしっかりと梱包してください。破損や金属端子のショートの原因となります。	警告	○	○	○	○	○	
		・ご使用済みの電池は一般家庭ゴミとして棄てないで、最寄りの「リサイクル協力店」にご持参いただくか、設置してある「小形充電式電池リサイクルＢＯＸ」に入れてください。	注意	○	○	○	○	○	※Ｂ（業務用を除く）

第４版から第５版への改訂にあたり、チェックリストの備考欄に改訂変更記号を記載した。

ａ）表示の区分（危険、警告、注意）を変更したもの　⇒　※Ａ

ｂ）表示事項の内容を変更、追加したもの　⇒　※Ｂ

ｃ）表示事項の語句を適切にしたもの　⇒　※Ｃ

小形二次電池用充電器の安全確保のための表示事項チェックリスト（１／６）　　２０１１

製品使用段階の分類		表　示　事　項	区分	表　示　媒　体					備　考
				本体	個装箱	取説	ﾌﾞﾘｽﾀ	ｶﾀﾛｸﾞ	
１．購入	（１）使用環境の制限	・ 充電するときは、〇〇～〇〇℃の温度範囲内で使用ください。この充電温度範囲以外では、電池の漏液、発熱、破裂の原因になるおそれがあります。	注意			〇			
	（２）使用条件の制限	・電池の（＋）端子と（－）端子を逆に接続し充電しないでください。逆に接続すると、電池内部で異常反応が起こり、電池を漏液、発煙、発熱、破裂、発火させる原因となります。	危険	〇	〇	〇	〇	〇	
		・ 充電器を水に浸けたり、水をかけたりしないでください。また水に濡れたときは、使用しないでください。水に濡れると絶縁不良や回路がショートするなどで、発煙、発熱、発火し、感電、やけどの原因となります。	危険	〇	〇	〇	〇	〇	
		・ この充電器は〇〇電池専用です。電池を充電する以外の用途には使用しないでください。充電器が発煙、発熱、発火し、感電、やけどの原因になるおそれがあります。	警告	〇	〇	〇	〇	〇	
２．設置・据付	（１）設置・据付説明書を読むことへの要請	・ 該当せず。							
	（２）設置・据付者に関する制限・禁止	・ 該当せず。							
	（３）設置時に使用する部材の制限・禁止	・ 該当せず。							
	（４）設置環境の制限・禁止	・湿気やほこりの多い場所では使用または保管しないでください。発煙、発熱、発火し、感電、やけどの原因になるおそれがあります。	注意			〇			

製品使用段階の分類		表　示　事　項	区分	表　示　媒　体					備　考
				本体	個装箱	取説	ﾌﾞﾘｽﾀ	ｶﾀﾛｸﾞ	
２．続き	（５）設置場所の制限・禁止	・ 直射日光下や発熱体の近くなど、高温の場所で使用したり、保管しないでください。変形や発熱の原因になるおそれがあります。	注意			○			
	（６）設置方法の禁止	・ 電源コードを傷つけたり、無理に曲げたり、コードの上に物を載せないでください。電源コードが破損やショートするなどで、発煙、発熱、発火し、感電、やけどの原因となります。	警告	○	○	○	○	○	
	（７）予想される誤設置の禁止	・ 本体や電源コードの接続部、充電端子部に金属類を差し込まないでください。発煙、発熱、発火し、感電、やけどの原因になるおそれがあります。	警告	○	○	○	○	○	
３．使用前の準備	（１）取扱説明書を読むことへの要請	・ 充電器を使用する前に、必ず取扱説明書または注意書きをお読みください。また、お読みいただいたあとは大切に保管し、必要なときにお読みください。 ・ なお、取扱説明書や注意書きが充分に理解できない場合には、下記のところにお問い合わせください。 （会社名・部門名）：○○株式会社　　△△部 （連絡先）　　：郵便番号、所在地、電話番号	注意	○	○	○	○		
	（２）使用前の準備を行う者への制限・禁止	・ 該当せず。							
	（３）使用燃料などの制限・禁止	・ 該当せず。							
	（４）電源接続などの制限・禁止	・ 必ず指定された電源を使用してください。他の電源で使用すると、充電器に過大電圧が加わったり過大電流が流れ、電池の漏液、発熱、破裂、発火や、本体が発煙、発熱、発火し、感電、やけどの原因となります。	警告	○	○	○	○	○	

製品使用段階の分類		表　示　事　項	区分	表　示　媒　体					備　考
				本体	個装箱	取説	ﾌﾞﾘｽﾀ	ｶﾀﾛｸﾞ	
３．続き	（５）使用前の製品点検	・ 該当せず。							
４．用途の以使外用	（１）予想される用途以外の使用の禁止	・ ○○電池専用の充電器です。○○電池以外の充電には使用しないでください。その他の電池を充電しますと、過大電流または過大電圧で充電される場合があり、電池を漏液、発熱、破裂、発火させる原因となります。	危険	○	○	○	○	○	
	（２）業務用に使用することへの制限・禁止	・ 該当せず。							
５．使用方法	（１）使用者の制限禁止	・ 該当せず。							
	（２）使用当事者の保護者・介護者等への要請事項	・ 子供だけで使わせたり、幼児の手の届くところで使わないでください。感電、けがのおそれがあります。	警告	○	○	○	○	○	
	（３）操作・運転についての要請事項	・ ぬれた手で電源プラグの抜き差しをしないで下さい。また電源プラグは根元まで確実に差し込んでください。感電や発火の原因となります。	警告	○	○	○	○	○	
	（４）予想される誤使用の禁止	・ 該当せず。							
	（５）安全装置や適正部品を正しく取り付けない状態での使用の禁止	・ 該当せず。							
	（６）改造や安全機構を外すなど特殊な使用の禁止	・ 分解や改造はしないでください。発煙、発熱、発火、感電、やけどの原因となります。	危険	○	○	○	○	○	

製品使用段階の分類		表　示　事　項	区分	表　示　媒　体					備　考
				本体	個装箱	取説	ﾌﾞﾘｽﾀ	ｶﾀﾛｸﾞ	
５．続き	（７）製品の安全性の劣化につながる使用の禁止	・ 電源プラグのほこり等は定期的に取除いてください。ほこり等がたまるとショートして発火の原因となります。 ・ 電源プラグを抜くときは、必ず先端の電源プラグを持って引き抜いてください。電源コードを持って電源プラグを抜くと、コードがショートし発火や感電の原因になるおそれがあります。	警告 注意	○	○	○ ○	○	○	
	（８）定格連続使用時間、負荷等の条件を超える使用の禁止	・ コンセントや配線器具の定格を超える使い方をしないで下さい。発火の原因となります。 ・ 取扱説明書に記載している充電時間以上の充電はしないでください。電池の漏液、発熱、破裂の原因になるおそれがあります。	警告 注意	○	○	○ ○	○	○	
	（９）不使用時、不在時の処置	・ 使用時以外は、電源プラグをコンセントから抜いてください。絶縁劣化による漏電、発火、感電の原因になるおそれがあります。	注意			○			
	（１０）天災・地変時の安全確保に必要な処置	・ 該当せず。							
６．保守点検	（１）定期点検のすすめ	・ 該当せず。							
	（２）点検・保守者の制限・禁止	・ 該当せず。							
	（３）製品の点検範囲の制限	・ 該当せず。							
	（４）点検や清掃（本体表示ラベルを含む）についての要請事項	・ 電源プラグや充電端子部に、金属製のピンやごみを付着させないでください。ショートによって発煙、発熱、発火し、感電、やけどの原因になるおそれがあります。	注意			○			

製品使用段階の分類		表示事項	区分	表示媒体					備考
				本体	個装箱	取説	ﾌﾞﾘｽﾀ	ｶﾀﾛｸﾞ	
６．続き	（５）製品移動時・設置場所変更時の販売店など専門家への依頼	・ 該当せず。							
	（６）点検をしないままでの使用の制限・禁止	・ 該当せず。							
	（７）定期的に、あるいは所定年数での交換の必要な部品	・ 該当せず。							
７．異常処置	（１）不良や異常状態での使用の禁止	・ 電源コードや電源プラグがいたんだり､コンセントの差込みが不充分なままで使用しないでください。ショートなどによって発煙、発熱、発火し、感電、やけどの原因となります。	警告	○		○	○	○	
	（１）異常時のとるべき処置	・ 充電器が異常と思われたときには､ただちに電源プラグをコンセントから抜いてください｡発煙､発熱、発火し、感電、やけどの原因になるおそれがあります。	注意			○			
８．保管方法	（１）製品保管時禁止事項	・ 充電器の上に物を載せたり､落下しやすいところに置かないでください｡充電器が外部の力や衝撃で内部回路が破損し、使用時に発煙、発熱、発火し、感電、やけどの原因になるおそれがあります。	注意			○			
９．廃棄の時処置	（１）取り外しておく部品や別の処置を要する燃料など	・ 該当せず。							

製品使用段階の分類		表　示　事　項	区分	表　示　媒　体					備　考
				本体	個装箱	取説	ﾌﾞﾘｽﾀ	ｶﾀﾛｸﾞ	
10. 使充用電済器みの処置	（１）回収（リサイクル）時に要する処置及び電池の廃棄の禁止など	・ 充電器に電池を装着したまま、一般家庭ゴミとして棄てないで下さい。 ・ 取外した電池は一般家庭ゴミとして棄てないで、最寄りの「リサイクル協力店」にご持参いただくか、設置してある「小形充電式電池リサイクルＢＯＸ」に入れてください。	注意	○	○	○	○	○	※Ｂ

第４版から第５版への改訂にあたり、チェックリストの備考欄に改訂変更記号を記載した。

ａ）表示の区分（危険、警告、注意）を変更したもの　⇒　※Ａ

ｂ）表示事項の内容を変更、追加したもの　⇒　※Ｂ

ｃ）表示事項の語句を適切にしたもの　⇒　※C

委　員　名　簿

小形二次電池部会　ＰＬ委員会

委 員 長	瀧野　　浩	ソニーエナジー・デバイス株式会社
副委員長	馳　　利彦	株式会社ＧＳユアサ
委　　員	常盤　定志	古河電池株式会社
	森田　誠二	三洋電機株式会社
	村井　祐之	パナソニック株式会社
	布村　豊幸	日立マクセルエナジー株式会社
	岡元　孝一	ＮＥＣエナジーデバイス株式会社
	高橋　秀明	新神戸電機株式会社
	田中　義則	エリーパワー株式会社
	高橋　秀樹	ＦＤＫトワイセル株式会社
事 務 局	中根　育朗	社団法人　電池工業会
	谷部 伸一郎	社団法人　電池工業会

小形二次電池の安全確保のための表示ガイドライン

初　版：平成　６年１２月
第２版：平成　８年　４月
第３版：平成１３年１１月
第４版：平成２０年　３月
第５版：平成２３年　６月

発　行：社団法人　電池工業会（BATTERY ASSOCIATION OF JAPAN）
所在地：〒１０５－００１１　東京都港区芝公園３丁目５番８号（機械振興会館）
電　話：０３－３４３４－０２６１（代表）
ＦＡＸ：０３－３４３４－２６９１
ホームページ：http://www.baj.or.jp/

－無断複製を禁ずる－